

第二十二回 参議院建設委員会會議録第二十二号

昭和三十年七月十九日(火曜日)午前十一時二十八分開会

委員の異動

七月十八日委員石原幹市郎君辞任につき、その補欠として松岡平市君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 石川 榮一君
理事 赤木 正雄君
近藤 信一君
武藤 常介君

委員

小澤久太郎君
酒井 利雄君
松岡 平市君
宮本 邦彦君
横川 信夫君
北 勝太郎君
村上 義一君
湯山 勇君
田中 一君
永井純一郎君
堀木 鐵三君

國務大臣

大蔵大臣 一萬田尚登君
建設大臣 竹山祐太郎君

政府委員

大蔵省主計局長 原 純夫君
建設政務次官 今井 耕君
建設省河川局長 米田 正文君

事務局側

常任委員 武井 篤君
会専門員

説明員

建設省住宅局長 鎌田 隆男君
会計検査院検査第三局長 小峰 保榮君

本日の会議に付した案件

○建築士法の一部を改正する法律案(田中一君外一名発議)

○北海道防衛住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○連合審査会に關する件
○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(石川榮一君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

まず、北海道防衛住宅建設等促進法の一部を改正する法律案を議題に供します。

本案の提案理由の御説明を政府からお願いたします。

○國務大臣(竹山祐太郎君) ただいま議題となりました北海道防衛住宅建設等促進法の一部を改正する法律案につきましまして、提案の理由を御説明申し上げます。

住宅金融公庫は、昭和三十年度において、住宅の増築に対する融資を行うこととしたしておりますが、北海道の区域内において住宅の建設をしようとする者に対し、公庫が資金の貸付をすることのできる住宅は、現行の北海道防衛住宅建設等促進法により、防衛住宅

であつて、かつ、簡易耐火構造または耐火構造の住宅でなければならぬのであります。従つて、北海道の区域内においては、既存の木造または防火構造の住宅について増築を行う場合も、その増築にかかる部分が簡易耐火構造または耐火構造の住宅でなければ、公庫は資金の貸付をすることができないことになっておりますが、これでは、建築技術等の面から、現実に即しないうらみがあり、ひいては、北海道における増築融資の利用度を低下させ、過密居住の解消を目的とする増築融資施策の目的を達成し得なくなるおそれがあります。

よつて、北海道の区域内において、既存の木造または防火構造の住宅の増築を行う場合は、増築にかかる住宅は、防衛住宅である限り、簡易耐火構造または耐火構造の住宅でなくともよいように北海道防衛住宅建設等促進法の一部を改正する必要があると見做す。

以上が本法案を提案いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○委員長(石川榮一君) それでは本案の質疑はあとに譲ります。

○委員長(石川榮一君) 次に、建築士法の一部を改正する法律案を議題に供します。

本案は、前回の委員会におきまして申し合せいたしましたように、逐条質疑は省略をいたしまして、政府の御意見をこの際聴取することに相なつてお

ります。これより建設大臣から御意見を伺うことにいたします。御意見を伺ふことには、御異議ございませんか。

○委員長(石川榮一君) 御異議ないと認めまして、それでは建設大臣から御意見を伺ひます。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 政府といひましたのは、本法案については何ら異議を感じておりません。なお技術的な面等について御質疑があれば、本日は長く欠けておりました住宅局長に鎌田君を任用することにいたしましたので、御紹介をかねて、御質疑は鎌田君より答弁をいたさせます。

○説明員(鎌田隆男君) ただいま大臣から御紹介ありました、本日住宅局長を拜任いたしました鎌田でございます。どうぞよろしく。

○委員長(石川榮一君) 本問題について御質疑がございせんか。

○石井桂君 提案者の一人といたしまして、ちよつと申し上げたいと思ひますが、建築士法の一部を改正する法律、今回提案されました案は、そのおもとところは第二十三条の登録制をとつたところでありまして、あと二十三条の二から二十三条の九、あるいは二十四条の二、二十四条の三等はいずれも登録制をとるのに必要な手続をここに規定したものでありまして、すでに建築法にその例がございまして、それをとつたものでございまして、ほとんど問題にするようなところもないと存じますので、御意見がございせんのでしたならば、すみやかに一つ

これを御審議を終了せられることをお願いいたします。

○委員長(石川榮一君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(石川榮一君) 速記を始め

他に御質疑はございせんか。

○委員長(石川榮一君) 御質疑がないようですから、質疑は終局したものと認めまして御異議はございせんか。

○委員長(石川榮一君) 御異議ないと認めまして、よつて本案の討論はこれを省略いたしまして、直ちに採決に入りたいと存じますが、異議はございせんか。

○委員長(石川榮一君) 御異議ないと認めまして、

建築士法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決すべきものと決定することに賛成の方の御挙手を求めます。

○委員長(石川榮一君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第四百条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条による議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきまして、慣例によりまして、これを委員長

に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石川榮一君) 御異議ないと認めます。よつてさうに決定いたしました。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

石井 桂 赤木 正雄
近藤 信一 武藤 常介
小澤久太郎 西岡 ハル
酒井 利雄 宮本 邦彦
北 勝太郎 村上 義一
湯山 勇 田中 一
永井純一郎 堀木 鐵三

○委員長(石川榮一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(石川榮一君) 速記を始め

て。それでは、建設大臣はよろしくございます。

それでは、北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案を問題にいたしまして、この要綱の説明を——この提案理由の説明その他に關しまして、質疑を行いたいと思ひます。そこで住宅局長からこの要綱案につきまして、御説明を願ひます。

○説明員(鎌田隆男君) 北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案の逐条につきまして、御説明申し上げます。

ただいま提案になりました北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する

法律案、この法案は、同法案の第八条一項の規定にたゞし書きを加へまして、これに伴ひ同条二項の表を改正いたしますとともに、その他字句の整備を行うことといたしております。

まず法第八条第一項の規定にたゞし書の規定を加へたのは、同項の規定によりまして、北海道の区域内において住宅の建設をしようとする者に對し、公庫が資金の貸付をすることができ、住宅は防寒住宅であつて、かつ簡易耐火構造または耐火構造の住宅でなければならぬのであります。従つて、既存の木造または耐火構造の住宅について増築を行います場合も、その増築にかかる部分は簡易耐火構造または耐火構造の住宅でなければ、公庫の資金は貸付をすることができないようになっております。これでは建築技術等の面から現実に即しない点がございまして、ひいては北海道における増築融資の利用度が高下するのではないかと、このことをおそれるのでございまして、よつて、既存の木造または耐火構造の住宅の増築を行います場合に、増築と思はれる住宅は防寒構造である限り、簡易耐火構造または耐火構造の住宅でなくともよいということにいたしましたのでござい

ます。たゞし書に規定する「床面積を増加するための建設」というふうに書いてございまして、これは住宅部分を含んで建築物の存する敷地内で、住宅の用に供する床面積を増加する場合でありまして、かつ当該増加部分が既存建築物の住宅部分と用途上不可分の關係にある場合の建設を言うのでありまして、通常いわれる増築と称せられて

いるものでございまして、次に、同第二条二項の表を改正いたし

ましたのは、第一項にたゞし書きを加へる、かういふことに伴ひまして、木造または耐火構造の住宅建設に對する貸付金の一戸当りの金額の限度、貸付金の利率及び貸付金の償還期間を定めたものでございまして、この場合の貸付金

の限度及び貸付金の条件は、公庫の一般の貸付限度及び条件と同様といたしてございまして、次に、第八条第一項中「並びに」を「及び」に改め、また同条第四項中「住宅」を「防寒住宅」に改めましては、法令的な字句の整理を行なつたものでございまして、以上、本法案の概要を御説明申し上げます。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願い申し上げます。

○委員長(石川榮一君) 質疑のある方は御発言を願ひます。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(石川榮一君) 速記を始め

て。○石井桂君 ちよつと、御説明の足りないと思はれるようなものをお聞きしたいと思ひますが、この増築する部分が原案みたいな形になつておるもので、構造上一向に差しかえない場合でも、木造で貸付するのですか。

○説明員(鎌田隆男君) これは簡易耐火構造の住宅または耐火構造の住宅であることを要しないのでございまして、本人がさういふことをやりたい場合は、やることができるともいふことができます。それからやらなくてもいいといふときにも、どちらでもできるといふものでございまして、

○石井桂君 この防寒住宅等建設促進

法ができた目的は、實際は防寒住宅、すなわち耐火構造の家を作りました、燃料の節約とかさういふものをする

と同時に、あわせて構造上優秀な家を造るにあると思ひます。従つて、構造上どうしてもできないような不利な増築のような場合には、これは防寒住宅でないという道を開いた方がいいと思ひますが、構造上一向差しかえない場合には、これはやはり防寒住宅であつてほしいと私は思ひますが、その点はどうですか。

○説明員(鎌田隆男君) 確かに、御意見のように、北海道防寒住宅建設等促進法の趣旨は、北海道におきましてはなるべく防寒構造であつて、それからかつ耐火構造である家をふやしたいという趣旨であらうと存じます。従ひまして、なるべくさういふふうに持つていきたいとは思ひますが、ただあの法案を提案されたときに、増築融資という道がありませんでしたので、この法案のときには増築のことはさう予想されていなかったのではないかと考へるわけでありまして、従ひまして、増築という道が開かれましたので、技術上困難なものが多であらうといふことを予想しまして、かういふ改正案を出したのでございまして、これは技術可能なる場合にはなるべくさういふふうに指導して行かなくちゃだめだ、こ

う考へております。

○石井桂君 その御答弁で大体了承いたしました、これはたしか議員提案の法案であつたと思ひます。その際非常に御意見がありまして、さうして研究されたのですが、それにやはり政府の当局者も立ち会つておられた。従つて、法案が出ますときには、あらゆる

場合を想定しての質問があつたと思ひますし、政府からもいろいろ助言があつたと思ひます。政府ではその当時、今回直さなければならぬような欠点を、提案者と同じようにお気づきにならなかつたのでしようか。建設行政をつかさどる政府としてはあまりにどうも、今ごろ出てくるとしたならば、少し注意が足りなかつたのだというやうな氣もいたします。その点をお答えを願ひます。

○説明員(鎌田隆男君) その問題につきましては、一般住宅の増築といふことは当然行われておりますので、さういふ点につきましては考へないでもありませんでした、この法案の住宅金融公庫貸付にかかりますものは、住宅といふものを縛つております。その住宅金融公庫の貸付は、その当時増築といふことを全然予想しておりませんでしたので、この場合にはその増築のこととはさう考へておらなかつたといふやうな氣もいたします。

○石井桂君 さういたしますと、その當時は政府といへども、今回提出するやうな、何といひますか、欠点には氣がつかなかつたといふふうに承してよろしいのですか。

○説明員(鎌田隆男君) この住宅金融公庫の貸付のものの非常に嚴格に縛つてありますので、もつともその他の公共の住宅はなるべく努めなければならぬ、かういふことになつておりますが、住宅金融公庫の方はこれでなければ貸し付けることができないと、かういふふうに非常にきつ縛つておりますが、それが出ましたとは、やはりその当時住宅金融公庫は新築のみに貸

つておりました。

○石井桂君 その御答弁で大体了承いたしました、これはたしか議員提案の法案であつたと思ひます。その際非常に御意見がありまして、さうして研究されたのですが、それにやはり政府の当局者も立ち会つておられた。従つて、法案が出ますときには、あらゆる

場合を想定しての質問があつたと思ひますし、政府からもいろいろ助言があつたと思ひます。政府ではその当時、今回直さなければならぬような欠点を、提案者と同じようにお気づきにならなかつたのでしようか。建設行政をつかさどる政府としてはあまりにどうも、今ごろ出てくるとしたならば、少し注意が足りなかつたのだというやうな氣もいたします。その点をお答えを願ひます。

○説明員(鎌田隆男君) その問題につきましては、一般住宅の増築といふことは当然行われておりますので、さういふ点につきましては考へないでもありませんでした、この法案の住宅金融公庫貸付にかかりますものは、住宅といふものを縛つております。その住宅金融公庫の貸付は、その当時増築といふことを全然予想しておりませんでしたので、この場合にはその増築のこととはさう考へておらなかつたといふやうな氣もいたします。

○石井桂君 さういたしますと、その當時は政府といへども、今回提出するやうな、何といひますか、欠点には氣がつかなかつたといふふうに承してよろしいのですか。

○説明員(鎌田隆男君) この住宅金融公庫の貸付のものの非常に嚴格に縛つてありますので、もつともその他の公共の住宅はなるべく努めなければならぬ、かういふことになつておりますが、住宅金融公庫の方はこれでなければ貸し付けることができないと、かういふふうに非常にきつ縛つておりますが、それが出ましたとは、やはりその当時住宅金融公庫は新築のみに貸

つておりました。

○石井桂君 その御答弁で大体了承いたしました、これはたしか議員提案の法案であつたと思ひます。その際非常に御意見がありまして、さうして研究されたのですが、それにやはり政府の当局者も立ち会つておられた。従つて、法案が出ますときには、あらゆる

し付けておつた、こういうことから出てくると思ひます。

○石井桂君　そういったしますと、住宅金融公庫が今回の増築の道を開かれたについての必要な修正と考へてよろしゅうございませうか。

○説明員(鎌田隆男君)　御意見の通りでございます。

○田中一君　この法案の提案の理由は、裏を返せば、やはり民主党の公約の四十二万戸が完成されないのじやなかろうかという点から出た改悪法案であります。これは私は申し上げるまでもなく、鎌田君もよく御存じの通りです。ただ四十二万戸を、いかなる方法でも数をそろえるという意図があつたことは、間違ひありません。そこで、内容が改悪ですが、改悪してまでも戸数を合せようという意図には、私は了承できないのです。一体三年前でしたか、二年前でしたか、この北海道のこの法案を出すときに、十分御注意申し上げてある。最後まで私は政府の反省を促して、通したことを記憶しております。これは大臣に聞きたいと思つたのですが、住宅局長に伺いますが、こういうような改悪をあえてしてまでも、いわゆる四十二万戸に数を合せようという考へ方は、あつてはならぬと思ひます。住宅政策の上において、会期も短いのですけれども、少くともこのような改悪法案を出すことは、今後とも慎まなければならぬと思ひます。それで今後このように後退するような法案を、住宅政策の面において何かほかにあるかないかの問題を、よく心を静めてお考へになつて、御答弁を願ひたいと思ひます。もしも、まだほかにあるん

だというならば、私はこれに対しては了承できない、こう考へてゐるのです。

○説明員(鎌田隆男君)　この改正案は、大へんお言葉を返すようで、はなはだ申しわけありませんが、私は改悪だと考へておりません。といひますのは、先ほどからいろいろ御説明を申し上げましたように、従来木造あるいは木骨防火造の家に住んでおりました人が、住宅金融公庫の金を借りて一部増築したいという場合に、北海道のみこ

れで縛りまして、今まで既存の家と違つて、たゞ二階家を造るというふうな場合に、それはちよつと技術上不可能だと思ひます。もつとも不可能なことはございせんが、非常に下からさういふものを直していかなければならぬというふうなことが、非常にお金もかかることと思ひます。さういふふうなことで、北海道の実際人々が、こういう増築の部分は除外してもらいたいという希望が非常にございまして、今度の増築の融資という機会に、一部この増築部分のみ、さういふ特別なもののみ防火構造の方だけをまあ緩和するといひか、最も時宜に適したことにじやないか、さういふふうに私も考へております。

○田中一君　私はさういふことをお尋ねしておる。あなた、ブロック建築の住宅と木造建築の住宅とを、どちらがよいとお考へですか。

○説明員(鎌田隆男君)　私はやはり今後、日本の住宅は非常に木造が多くなつてゐる、非常に火災、風水害、その他あるいは腐朽にしましても、非常に損耗がございまして、これは確かに日本

の大きな損耗であらうと、さういふふうに考へておるの

でございませうか。

○田中一君　木造の二階をブロックでできないのは、あなたわかつておる。しかし増築する場合に、木造にブロックをつぎ足すことは可能ですか、不可能ですか。

○説明員(鎌田隆男君)　この増築であります。平面的に増築する場合に、ブロックで増築は可能だと思ひます。がしかし、増築にもいろいろございまして、その場合々々によりまして、ブロックですることが不都合な場合もあるかと思ひますが、それはさういふ例が少いかもしれませんが、さういふこともないことないと思ひます。ただ、今度の場合は、しかしブロックではなくとも、防寒構造だけはある程度注意してもらいたい、さういふふうに考へております。

○田中一君　この法律は、ただ防寒住宅だからというだけの意図を持つておるのじやないのですか。いわゆる住宅改造なんです。むろん暖国と違つて、寒国はその要素が非常に強いから、あつては鉄筋のようには不燃住宅、不燃構造のものにした方がよいといふことになつてゐるのだから、そこで政府の意図としては、何か別にまたさういふ問題が新しく、融資なら融資といふ問題以外の問題が起きた場合には、やはり木造を奨励するやうな形の法案の改正

をする意図があるかどうかの問題をさきに伺つたのですけれども、どう考へておるのですか。

○説明員(鎌田隆男君)　今後の行き方といたしまして、住宅政策のやはり一つの大きな要素は、この住宅の不燃化でございませう。従ひまして、今後不燃化に努めて参りたいと思ひております。

○田中一君　平面的な増築の場合には、やはりこの法律で木造を許し、ブロックにするという意図はないのですか。これでは木造の場合には木造、ブロックの場合にはブロック、さうなつておるのですか、考へ方は、これを、木造であるけれども、平面的に増築する場合にブロックにその部分はするといふことを考へておりませんか。

○説明員(鎌田隆男君)　この法案にありますが、この「木造の住宅又は防火構造の住宅の床面積を増加するための建設に係る場合においては、簡易耐火構造の住宅又は耐火構造の住宅であることを要しない。」とありますから、これは本人がブロックでやりたいといふことは、何ら妨げるものではないと思ひます。

○田中一君　因はさういふやうな指導をするのですか、それとも、木造の部分に対する増築は木造でやらすのだといふ考へ方ですか、どつちですか。

○説明員(鎌田隆男君)　先ほどから御説明申し上げておりますように、なるべく今後の住宅は耐火構造にいたしたい、さういふふうに申し上げておりましたが、これには変りございせん。本人の事情が許し、経済的な事情あるいはいろいろな事情が許し、技術的にも許すといふやうな場合には、なるべくさういふように耐火構造にするようにといふことを指導して参りたいと思ひております。

○田中一君　大体北海道では、五十七億の融資財源のうち、どのくらい考へられておりますか。

○説明員(鎌田隆男君)　五十七億といひますと、融資保険法の問題でございませうか。これは住宅金融公庫自身の貸付にかかるとございませうので、そつちの方で今までの過去の実績みたいなもの――それによつて申し上げてま

す。二十九年度におきまして北海道で申し込みを受理いたしました――これは増築じやございせんが、御参考までに申し上げておきますが、申し込みを受理いたしましたのが三千六百三十九件でございまして、そのうち、審査合格いたしましたのが九百二十六件に上つております。三十年度につきましては、現在審査中でございませうから、これはまだ不明でございませうが、この率は、全国の比率は大体におきまして三・四、毎年少しづつ違ひますが、大体そのくらいの件数になつております。

○田中一君　この九百二十六件は全部ブロック構造のものです。

○説明員(鎌田隆男君)　主としてブロックでございませうが、今年の七月まで地域に限られておりましたが、一部の地域においては木造が許されておるところがございませう。これは本年の七月で切れてしまひます。さういふやうな関係でございまして、多少木造が入つておりました。さういふ地域のものが多いと思ひます。それはわずかでございませう。

○田中一君　鎌田君、この法案を出す

ときには、あなたおりましたね。だいぶ問題がありましたね。そうしてまあ北海道の事情やむを得ないところから出したんでしようけれども、あなたは改悪じゃない、後退ではないと言っておりますけれども、ほんとうはどう考えておられますか。住宅政策の住宅改良という点から言つて、後退ではないと言つておられますけれども、私は改悪だと思つて、その点どうですか。

○説明員(鎌田隆男君) その点につきましては、先ほども御説明申し上げましたが、御答弁申し上げましたが、本筋において何らこの法律の意図するところを曲げていないと、こういうふうに考えております。ほんとうにやむを得ないものを除外する、こういうふうに考えておりますので、別に本法を改悪するというような感じは持つておらないのであります。

資料を持つて来ておられますので、あとで差し上げたと思ひますが、やはり多少ブロックの方が高くなつておると思ひます。

ブロック建築に対して貸付をすることの方が多いか、あるいは木造建築に対して貸付をする方が多いか、どちらが多いと考へておられますか。単価の問題をお示しなからその比較ができないんですけれども、貸付すべき銀行がごちんの方に安心して貸せるとお考へになつておられますか。

今局長が言うように、金融機関も、木造よりも耐火構造の方がいい、あるいはブロック建築の方が貸付するのにいいというように考へるとすれば、それはそのような指導をしてくれることが望ましいのであります。またそのように指導するつもりでおられますか。

○説明員(鎌田隆男君) その建設技術上の問題でございますが、確かに御意見のように、一部増築の場合、その増築部分だけを簡易耐火構造でやり得るんじゃないかという御意見、ごもっともだと思ひます。しかしどこからそれがやり得るか、それは個々のケースにつきましまして非常に複雑だと思ひますのでございまして、いろいろな場合につきまして、この場合はいいとか、この場合は悪いとか、その判定すらなかなかむずかしい問題だらうと存じます。それからこれはただ技術上の可能だけではございまして、可能ではあるけれども、それをやるに非常に金がかかつてしまふというふうな問題もあるわけでございます。不可能ではない、金さえかければできるというふうな場合もありまして、その技術上の問題だけの可能、不可能だけでなく、それにいろいろ経済上のものもからまり合ひまして、非常にその判定は複雑であらうと思ひますので、それでこの法律としましては、これであることを要しないという程度にいたしておきまして、できるものはなるべく、簡易耐火構造を指導するという立場から、できるものになるべく、そういうふうによらししていくのが妥当ではないかと、こういうふうにお考へるのでございまして。

○石井桂君 大体そのお答えで了承いたしますが、増築の場合でどういふ場合はいいか、政府は今回六坪の住宅を作られるという話です。こ

○田中一君 それはそれでけつこうですが、融資保険法の分もこれに入りませんか。

○説明員(鎌田隆男君) 融資保険法の方は本法にも入つておりませんし、これには入らない。本法の方にございまして、一部金融機関に貸し付けたものを、一部金融機関に貸し付けたものを法的資金の建設というにはちよつと間があるかと思ひます。それはこれには入つておりません。

○田中一君 現在住宅金融公庫法の方には国が金を貸す、増築に。融資保険法も結局、金を払つてくれない場合には、国が払わなければならぬことになるんです。これは全部払わぬ場合には、全部国が払わなければならぬ。従つて、それとの逕庭はどれくらい違ひがあるんです、もし払つてくれない場合には、金を借りた人間が払わぬ場合には、これは国が払わなければならぬのです。どう考へておられますか、その点は。

○説明員(鎌田隆男君) 払わぬ場合には国が補償することにはなりませんけれども、あれの建前はやはり金融機関が貸し付けまして、金融機関の分も補償してありますので、じかにその個人に国が貸し付ける制度とは若干間があるかと思ひます。

○田中一君 問題は、北海道における防寒木造住宅と耐火建築の建設資金の差の問題です。北海道の金融機関は

ブロック建築に対して貸付をすることの方が多いか、あるいは木造建築に対して貸付をする方が多いか、どちらが多いと考へておられますか。単価の問題をお示しなからその比較ができないんですけれども、貸付すべき銀行がごちんの方に安心して貸せるとお考へになつておられますか。

○説明員(鎌田隆男君) それはやはり最も燃えない恒久的なブロックの方が、安心して貸せるのでございまして、それから単価のことでございまして、大体でございまして、木造が北海道では三万九千円の貸付標準額になつております。それから耐火構造、木骨の上にはモルタル塗りをしていたしましたものは、これが四万一千円でございます。それから簡易耐火構造の方は坪当たり四万八千円、それから耐火構造、この場合は一番高いのでございまして、耐火構造は、二階建以上のものは、いろいろ基礎や何かでかかつておりますけれども、二階建以下の耐火構造につきましましては五万六千円、これは北海道でそのくらいかかると考へます。このくらいの段階がございまして、先ほどちよつと資料で申し上げると申しましたが、そのくらいの段階でございまして。

○田中一君 そうすると、この法律を作つた趣旨というものは、北海道には防寒的な耐火構造のものをなるべくやらせようという趣旨でできた単行法なんです。そこで今の住宅金融公庫の場合には、こういう特例といふものは、やむを得ず貸付基準というものをこの法律の趣旨から緩和する。融資住宅については、一般民間資金いわゆる自己資金でやるのだから、野放しにするというお考へなんでしょうか。私は、もし

○石井桂君 私の質問並びに田中さんの質問を通じて見ても、ちよつと私どもは、やはり木造でなければ増築ができないというふうな場合には、木造にも融資するという方針であれば、大へんいいのですが、ブロックでも鉄筋でも、木造でなくても増築ができるというふうな場合は、やはり融資しないのが本法律の精神でないかというところを、私もあくまで考へておるわけなんです。構造上鉄筋あるいはブロックを乗つけると持たないとか危ないとかいふ場合は、これはしょうがない。しかし平面的な増築をするような場合には、ブロックであつてはいい、鉄筋であつてはいいという場合には、それはそのものに融資するのがこの法律案の精神じゃなかつたかと思ひます。そ

の点、どうも私は、田中さんの質問にもお答えとしては少し足りぬなと思ひますが、あわせて——何度繰り返しても同じ御答弁だと思ひますが、もう一回承りたと思ひます。

○説明員(鎌田隆男君) その建設技術上の問題でございますが、確かに御意見のように、一部増築の場合、その増築部分だけを簡易耐火構造でやり得るんじゃないかという御意見、ごもっともだと思ひます。しかしどこからそれがやり得るか、それは個々のケースにつきましまして非常に複雑だと思ひますのでございまして、いろいろな場合につきまして、この場合はいいとか、この場合は悪いとか、その判定すらなかなかむずかしい問題だらうと存じます。それからこれはただ技術上の可能だけではございまして、可能ではあるけれども、それをやるに非常に金がかかつてしまふというふうな問題もあるわけでございます。不可能ではない、金さえかければできるというふうな場合もありまして、その技術上の問題だけの可能、不可能だけでなく、それにいろいろ経済上のものもからまり合ひまして、非常にその判定は複雑であらうと思ひますので、それでこの法律としましては、これであることを要しないという程度にいたしておきまして、できるものはなるべく、簡易耐火構造を指導するという立場から、できるものになるべく、そういうふうによらししていくのが妥当ではないかと、こういうふうにお考へるのでございまして。

○石井桂君 大体そのお答えで了承いたしますが、増築の場合でどういふ場合はいいか、政府は今回六坪の住宅を作られるという話です。こ

○田中一君 その技術的に、かりに平面的な増築があつた場合に、それをブロック建築にだんだん直す。北海道というのは内地より住宅の普及度が強いわけなんです。そういう場合にはほとんど平面的なブロックにさして、ブロックにだんだん変えていくというふうな意図は、むしろ指導するとおつしやつておりますが、少くともこの法律を作るときにだいたい問題があつたのです。なぜならば、そこまですることは国民に対する一つの強制なんです。それを今度緩和しよう。現在の段階でやむを得ないとおつしやつればその通りですけれども、北海道においては、北海道式な木造の単価と、ブロックの建築の単価と、どのくらい開きがありますか、両方お示し願ひたい。

○説明員(鎌田隆男君) ただいまその

○田中一君 問題は、北海道における防寒木造住宅と耐火建築の建設資金の差の問題です。北海道の金融機関は

○説明員(鎌田隆男君) 融資保険法の方は本法にも入つておりませんし、これには入らない。本法の方にございまして、一部金融機関に貸し付けたものを、一部金融機関に貸し付けたものを法的資金の建設というにはちよつと間があるかと思ひます。それはこれには入つておりません。

○田中一君 現在住宅金融公庫法の方には国が金を貸す、増築に。融資保険法も結局、金を払つてくれない場合には、国が払わなければならぬことになるんです。これは全部払わぬ場合には、全部国が払わなければならぬ。従つて、それとの逕庭はどれくらい違ひがあるんです、もし払つてくれない場合には、金を借りた人間が払わぬ場合には、これは国が払わなければならぬのです。どう考へておられますか、その点は。

○説明員(鎌田隆男君) 払わぬ場合には国が補償することにはなりませんけれども、あれの建前はやはり金融機関が貸し付けまして、金融機関の分も補償してありますので、じかにその個人に国が貸し付ける制度とは若干間があるかと思ひます。

○田中一君 問題は、北海道における防寒木造住宅と耐火建築の建設資金の差の問題です。北海道の金融機関は

○説明員(鎌田隆男君) 融資保険法の方は本法にも入つておりませんし、これには入らない。本法の方にございまして、一部金融機関に貸し付けたものを、一部金融機関に貸し付けたものを法的資金の建設というにはちよつと間があるかと思ひます。それはこれには入つておりません。

○田中一君 現在住宅金融公庫法の方には国が金を貸す、増築に。融資保険法も結局、金を払つてくれない場合には、国が払わなければならぬことになるんです。これは全部払わぬ場合には、全部国が払わなければならぬ。従つて、それとの逕庭はどれくらい違ひがあるんです、もし払つてくれない場合には、金を借りた人間が払わぬ場合には、これは国が払わなければならぬのです。どう考へておられますか、その点は。

○説明員(鎌田隆男君) 払わぬ場合には国が補償することにはなりませんけれども、あれの建前はやはり金融機関が貸し付けまして、金融機関の分も補償してありますので、じかにその個人に国が貸し付ける制度とは若干間があるかと思ひます。

○田中一君 問題は、北海道における防寒木造住宅と耐火建築の建設資金の差の問題です。北海道の金融機関は

○説明員(鎌田隆男君) 融資保険法の方は本法にも入つておりませんし、これには入らない。本法の方にございまして、一部金融機関に貸し付けたものを、一部金融機関に貸し付けたものを法的資金の建設というにはちよつと間があるかと思ひます。それはこれには入つておりません。

○田中一君 現在住宅金融公庫法の方には国が金を貸す、増築に。融資保険法も結局、金を払つてくれない場合には、国が払わなければならぬことになるんです。これは全部払わぬ場合には、全部国が払わなければならぬ。従つて、それとの逕庭はどれくらい違ひがあるんです、もし払つてくれない場合には、金を借りた人間が払わぬ場合には、これは国が払わなければならぬのです。どう考へておられますか、その点は。

○説明員(鎌田隆男君) 払わぬ場合には国が補償することにはなりませんけれども、あれの建前はやはり金融機関が貸し付けまして、金融機関の分も補償してありますので、じかにその個人に国が貸し付ける制度とは若干間があるかと思ひます。

○田中一君 問題は、北海道における防寒木造住宅と耐火建築の建設資金の差の問題です。北海道の金融機関は

○説明員(鎌田隆男君) 融資保険法の方は本法にも入つておりませんし、これには入らない。本法の方にございまして、一部金融機関に貸し付けたものを、一部金融機関に貸し付けたものを法的資金の建設というにはちよつと間があるかと思ひます。それはこれには入つておりません。

○田中一君 現在住宅金融公庫法の方には国が金を貸す、増築に。融資保険法も結局、金を払つてくれない場合には、国が払わなければならぬことになるんです。これは全部払わぬ場合には、全部国が払わなければならぬ。従つて、それとの逕庭はどれくらい違ひがあるんです、もし払つてくれない場合には、金を借りた人間が払わぬ場合には、これは国が払わなければならぬのです。どう考へておられますか、その点は。

○説明員(鎌田隆男君) 払わぬ場合には国が補償することにはなりませんけれども、あれの建前はやはり金融機関が貸し付けまして、金融機関の分も補償してありますので、じかにその個人に国が貸し付ける制度とは若干間があるかと思ひます。

○田中一君 問題は、北海道における防寒木造住宅と耐火建築の建設資金の差の問題です。北海道の金融機関は

○説明員(鎌田隆男君) 融資保険法の方は本法にも入つておりませんし、これには入らない。本法の方にございまして、一部金融機関に貸し付けたものを、一部金融機関に貸し付けたものを法的資金の建設というにはちよつと間があるかと思ひます。それはこれには入つておりません。

○田中一君 現在住宅金融公庫法の方には国が金を貸す、増築に。融資保険法も結局、金を払つてくれない場合には、国が払わなければならぬことになるんです。これは全部払わぬ場合には、全部国が払わなければならぬ。従つて、それとの逕庭はどれくらい違ひがあるんです、もし払つてくれない場合には、金を借りた人間が払わぬ場合には、これは国が払わなければならぬのです。どう考へておられますか、その点は。

○説明員(鎌田隆男君) 払わぬ場合には国が補償することにはなりませんけれども、あれの建前はやはり金融機関が貸し付けまして、金融機関の分も補償してありますので、じかにその個人に国が貸し付ける制度とは若干間があるかと思ひます。

○田中一君 問題は、北海道における防寒木造住宅と耐火建築の建設資金の差の問題です。北海道の金融機関は

○説明員(鎌田隆男君) 融資保険法の方は本法にも入つておりませんし、これには入らない。本法の方にございまして、一部金融機関に貸し付けたものを、一部金融機関に貸し付けたものを法的資金の建設というにはちよつと間があるかと思ひます。それはこれには入つておりません。

○田中一君 現在住宅金融公庫法の方には国が金を貸す、増築に。融資保険法も結局、金を払つてくれない場合には、国が払わなければならぬことになるんです。これは全部払わぬ場合には、全部国が払わなければならぬ。従つて、それとの逕庭はどれくらい違ひがあるんです、もし払つてくれない場合には、金を借りた人間が払わぬ場合には、これは国が払わなければならぬのです。どう考へておられますか、その点は。

○説明員(鎌田隆男君) 払わぬ場合には国が補償することにはなりませんけれども、あれの建前はやはり金融機関が貸し付けまして、金融機関の分も補償してありますので、じかにその個人に国が貸し付ける制度とは若干間があるかと思ひます。

○田中一君 問題は、北海道における防寒木造住宅と耐火建築の建設資金の差の問題です。北海道の金融機関は

○説明員(鎌田隆男君) 融資保険法の方は本法にも入つておりませんし、これには入らない。本法の方にございまして、一部金融機関に貸し付けたものを、一部金融機関に貸し付けたものを法的資金の建設というにはちよつと間があるかと思ひます。それはこれには入つておりません。

○田中一君 現在住宅金融公庫法の方には国が金を貸す、増築に。融資保険法も結局、金を払つてくれない場合には、国が払わなければならぬことになるんです。これは全部払わぬ場合には、全部国が払わなければならぬ。従つて、それとの逕庭はどれくらい違ひがあるんです、もし払つてくれない場合には、金を借りた人間が払わぬ場合には、これは国が払わなければならぬのです。どう考へておられますか、その点は。

○説明員(鎌田隆男君) 払わぬ場合には国が補償することにはなりませんけれども、あれの建前はやはり金融機関が貸し付けまして、金融機関の分も補償してありますので、じかにその個人に国が貸し付ける制度とは若干間があるかと思ひます。

○田中一君 問題は、北海道における防寒木造住宅と耐火建築の建設資金の差の問題です。北海道の金融機関は

○説明員(鎌田隆男君) 融資保険法の方は本法にも入つておりませんし、これには入らない。本法の方にございまして、一部金融機関に貸し付けたものを、一部金融機関に貸し付けたものを法的資金の建設というにはちよつと間があるかと思ひます。それはこれには入つておりません。

○田中一君 現在住宅金融公庫法の方には国が金を貸す、増築に。融資保険法も結局、金を払つてくれない場合には、国が払わなければならぬことになるんです。これは全部払わぬ場合には、全部国が払わなければならぬ。従つて、それとの逕庭はどれくらい違ひがあるんです、もし払つてくれない場合には、金を借りた人間が払わぬ場合には、これは国が払わなければならぬのです。どう考へておられますか、その点は。

○説明員(鎌田隆男君) 払わぬ場合には国が補償することにはなりませんけれども、あれの建前はやはり金融機関が貸し付けまして、金融機関の分も補償してありますので、じかにその個人に国が貸し付ける制度とは若干間があるかと思ひます。

○田中一君 問題は、北海道における防寒木造住宅と耐火建築の建設資金の差の問題です。北海道の金融機関は

○説明員(鎌田隆男君) 融資保険法の方は本法にも入つておりませんし、これには入らない。本法の方にございまして、一部金融機関に貸し付けたものを、一部金融機関に貸し付けたものを法的資金の建設というにはちよつと間があるかと思ひます。それはこれには入つておりません。

これはわれわれがいふ努力したにもかかわらず、これをみんなやめることはできなかったかと思ひますが、従つて、民間でも六坪くらいの住宅ができるだろう。そうすると、初めのは耐火構造、防寒住宅だと、その次増築のものは十五坪とか十八坪とかきめた場合に、大きな増築の方が木造で、防寒住宅でないという場合もあり得ると思ひますが、そういう場合でも融資しますか。

○説明員(鎌田隆男君) お尋ねは防寒耐火構造の住宅に増築部分が木造でいかと、その場合はこの法案からいひましてできないのでございませう。もと木造防寒構造の住宅がその面積を広げるときのみを規定しておりますから、前の住宅が耐火構造であるという場合には、耐火構造でやるということになります。

○石井桂君 わかりました。

○田中一君 今の木造建築の場合でも、平面的な増築の場合は防寒住宅でなければならぬという規定はできませんか。それは今ここにあらはれていない。提案理由の説明を見ましても、「建築技術等の面から、現実的に即しない限りあり」といふ言つておるのですがね。これだけの要因ならば、将来とも北海道における木造建築はだんだんなくなるのだという趣旨ならば、そういうような指導は当然でございませう。平面的な場合にはどうですか。そういうような考え方は持たなかつたのですか。

○説明員(鎌田隆男君) 先ほどの問題お答え申し上げましたが、もう一回お答え申し上げたいと思ひます。確かに可能な場合もあると存じます。それは

はしかし、既存の家といふのは非常にまちまち、いろいろな格好であるので、いろいろな場合に遭遇しようかと思ひます。これは確かに、それで技術上だれかが判定をして可能な場合はそれでやると、こういうのも一つのきめ方かも知れませんが、その可能、不可能という問題は、技術上だけの問題に限らず、まあ技術上の問題だけでもかなり問題があろうと思ひます。また人の判定によりましていろいろな問題がございませうが、それが経済上の問題も多少からみ合ひまして、可能ではあるけれども非常に金がかかるのだという場合、そういうようなのがいろいろからみ合ひまして、なかなかその判定はむずかしいのではないかと存じます。そういうようなことから、耐火構造または簡易耐火構造であることを要しないとはなっておりませんが、これはそれであつてもいいわけでありませうから、このものと法律の趣旨をなるべく尊重して、可能な場合にはなるべくこういうものを建てるように指導をいたしたい、こういうふうに思つております。

○田中一君 あなたは今答弁の中に、技術上と経済上と二つ言つておられますが、経済上の問題なんというものはこの本法を作るときからあつた問題です。本法は経済上の負担といふものを強制している法律なんです。従つて、今度あらためて増築部分に経済的な理由でもつてそれを緩和するということでは、私は承服できません。本法そのものが国民の経済力といふものを考慮しないところの立法なんです。

それから今技術上の問題で可能、不可能の論議を言つておられるけれども、逃

げてはいけません。不可能な場合を示して下さい。ブロックで平面的な増築をするのが不可能な場合の方を御説明願ひたいです。あなたは判定とかなんとかごまかしを言つておられるけれども、實際をあなたは知つておられるはずじゃありませんか。

○説明員(鎌田隆男君) 経済上ということでおしかりでございますが、経済上と申し上げましたのは、ちよつと言葉が悪いと思ひます。非常に金がかけてましてやればできないことはないというふうな意味でございませう。

それから今の平面で可能、不可能の問題ですが、たとえば北海道の非常な寒冷地に行きまして、あるいは帯広その他のあつた方面に行きまして、凍上のひどい所がございませう。そういう場合に、片方の増築部分がブロック造で、片方が木造というふうな場合に、この凍上の程度が違つて参ります。そんなふうな関係から、その接合部分とか、そういうふうなところに、なかなか技術上困難な問題がいろいろ出てくるのではないかと、こういうことではあります。

○田中一君 それは一つの例ですが、そういう理由があるならば、その木造とブロック建築との間の継ぎ目といひますか、そこに問題があるのではなからうかと思ひます。そんなものが技術的に解決がつかないような日本の建築技術ではないはずなんです。そういうことではなく、今かりに将来とも北海道の住宅といふものは木造を漸減していく、ブロックにしていくといふことならば、何もくつつけて作る必要はないので、渡り廊下でも何でもできま

す。そういうことではなく、平面的に

延ばす場合には、この本法の精神からいけば、どこまでも防寒住宅にしななければならないといふことになつておるのですから、経済上の理由といふものは、月賦で貸す金です。それにあなたの説明を聞くと、三万九千円と四万八千円の九千円の差です。経済上の理由を云々するならば、九千円の差なんですね。経済上の理由を言うならば、この法律そのものが国民に負担を強制しておる法律なんです。だから、平面的な増築の場合には、これは当然ブロック建築にするといふことにしなければいかぬと思ひます。立体的な場合にはこれはまあ不可能でしょう。

不可能といふよりも金がかかつてしょうがないでしよう。平面的な場合にはそういう点を考慮しなかつたかどうか。たとえば一地方の問題を取り上げて云々するならば、この法律全体の精神が死んでくるわけなんです。初めからそれは、建設大臣なら建設大臣が地域的に除外例を設けなければならぬ。また、それは何も北海道に限つた問題ではありません。青森県でも、岩手県でも、寒い所があるのです。この法律に基いて指導するといふ精神が没却されるというのです。提案理由の説明に、技術上困難からと言つておる。これはなるほど木造の上にブロックの二階を持つてくるものでは困るでしょう。しかしながら、平面的に増築をするという場合には何ら不可能ではないと思ひます。もしこの法律の精神をほんとうに生かすならば、そのような措置を考えないかといふのです。

○赤木正雄君 委員長、関連して……。この北海道の防寒住宅建設等の促進法を作つた趣旨は、第一に防寒住宅であ

ることと、それから簡易耐火構造あるいは耐火構造、つまり防寒と耐火のこの二つが大きな意味になつておる。今提出されたこの法案によりまして、その大きな建前のつまり防寒の方はいいが、簡易耐火とかあるいは耐火構造、これをほとんどどうでもいといふふうな形にみていると、根本においてこの法案の趣旨を没却すると、田中委員の説と私も同じであります。そういうことになるのじゃないですか。それは技術上はどうか知りませんが、根本精神が非常に違つておる。もとの法案に対して。北海道では今までの家が非常に悪い、どうしてはまず第一に防寒の家を建てなければならぬ、同時に、耐火の家を作らなければならぬ、それを作つたのがこの法案のものの精神です。そのものの精神の一つを抹殺してしまふ、こういうふうな考えられるのでありますが、どうですか。

○説明員(鎌田隆男君) 先ほどからた

いふ御説明申し上げましたが、確かに筋からいふとそういうふうにも考えられないことはございませうが、全体はくすす意図は絶対にございませう。ほんの増築といふような小さな部分、現実にはいろいろな不都合を生ずる部分につきましてのみ緩和するようになつたたい、こういうふうな考えをおられるのでございませう。ですから、本法の精神はくすすといふような意図はございませう。

○赤木正雄君 私は増築といふふうなものでもやはり、この法の精神からいふならば、やはり耐火で、それからして防寒と、こういう二つを考へていく

のがほんとうだと思ふ。でありますからして、一部の改造にしても、そういう改造といつてもたくさん借りますから、そういうことをやつていくと、北海道全体の住宅の改造というものはなくなつてしまふ、こういうような心配があるような気がするのですがどうですか。

○説明員(鎌田隆男君) 北海道の住宅につきましては、防禦構造であると同時に、簡易耐火構造または耐火構造にしたいという方針だけは、先ほどからいろいろ申し上げましたように、ございませう。これは動かす意図はもちろんでございませう。そういうふうな家をなるべくふやしていききたい、こういうふうには考えておるのでございませう。

ただ、今度融資いたします分については、従来の木造の家にわずかの増築する部分については、その耐火構造でなくともよろしいというふうに言つたんで、技術上も可能であり、本人もそういうふうにやりたいというふうな場合には、そういう増築部分でもなるべく耐火構造にするように指導いたしたいと、こう先ほど申し上げたのであります。

○田中一君 どうも私は、住宅局長どう考へておられるでしょうね。先ほどほんの少しの増築と言つてゐる。それから今また赤木委員の答弁に、わずかの増築と言つてゐる。一体どういふのを融資するのですか、わずかとか、ほんの少しの増築というのか、そうすると、あらためて八畳を、納屋がしよりのないからこわして、増築する。増築は増築ですよ。こわして増築するといふ場合も、これに該当しないのかどうか。先ほどはほんの少しの増

築、今度はわずかの増築と言つておる。どういふものを対象に考へておるのですか。そして再三再四、先ほどは御答弁しましたが、という言葉をやめていただきたい。謙虚に答弁していただきたい。納得できないから、二回も三回も答えてもらつておる。ほんの少しの増築とか、わずかの増築といふのは、どのような部分に貸すのかはつきりしていただきたい。どういふものに融資するのか、ほんの少しの増築、わずかの増築といふものはどんなものを対象にしているのか、明らかにしたい。

○説明員(鎌田隆男君) 住宅を増築いたす個々の融資条件につきましてお尋ねでございますが、その点を申し上げますが、増加する住宅部分の床面積が二分の一以上を居住室とすること、それから融資の対象となる住宅の床面積は増築部分を含めて三十坪以内とし、貸付けの限度は一戸当り二坪以上七坪までです。こういうふうなことでありますから、二坪以上七坪の範囲内の増築にこの融資をいたすことにいたしております。

○田中一君 二坪以上七坪までのものがほんのわずかの増築ですか。政府は本年度の住宅政策の中に、六坪の公営住宅も入つてゐるのです。六坪の公営住宅を打ち出しているのです。そうしていながら、一面、七坪の増築はわずかの増築ですか。そういう思想的に食ひ違ひのあるような説明じゃ、困るのです。二坪以上七坪以内の増築、これはほんの少しの増築ですか。また六坪住宅も一軒のりつぱな、これで十分でございますといふものを表わしておる。表明しておるのです。思想的な

混乱じゃないですか。だから、表明の仕方をはつきりしていただきたい。

○説明員(鎌田隆男君) その増築部分は全体に対して割合は小さいといふことを申し上げましたので、決して増築部分がほんとうにどのようという意味ではございませう。そういうふうにおとりになりましたならば、御訂正申し上げます。

○田中一君 では、もとへ戻りますけれども、平面的に可能な増築の場合には、むしろこの法律の精神にのつとつて、防禦耐火建築でなければならぬといふこの法律の定義をそのまま実行させる。技術的に不可能云々といふことはあまいんです。三尺離したならば、その増築部分といふものを増築と見るか、新築と見るか知りませんが、一尺離せば新築と見る場合もあるであらう。また通い廊下を一尺つけば、これは増築と見る場合もある。従つて、あなたは技術的に不可能だといふことの、その技術的な点はどこにあるのか、お示し願ひたいと思ひます。

○説明員(鎌田隆男君) この提案理由で御説明申し上げました技術的な不可能な部分といふのは、いろいろございませうが、二階家にするやうな場合、これは問題ございませう。それから平面的の場合も、先ほど申し上げましたやうに、不可能といひますか、やはりでき上りましたものとの東上といひますか、凍結、そういうやうなものから不工合を生ずることをおそれまして、その辺を非常に考えなくちゃいけないといふやうな技術的な問題、そういうことを言つておるのであります。

○田中一君 今その区域的な凍結とい

いますのは、凍ることでしょう、凍結といふのは、どういふ部分か、どの地域ではどのくらい寒さであつて、どのくらい雪があつて、どうなるのだという具体的な例を示して下さい。私はそういうことは、今日の日本の建築技術で、解決されると思ひます。

○説明員(鎌田隆男君) ちよつと説明が足りませんでした。北海道の凍上、凍害といふものは、建築物の凍害、これは凍結の深度が地域によつて変わりますが、大体、五センチぐらいの凍結深度がかなり多いとございませう。そういう所におきましては、従来の木造建築、これは基礎を非常にしつかりとすの下までおろした場合は、凍上をしていないものがかかりございませうが、従来のもので、いろいろ基礎が凍結深度までおいていないといふやうな関係から、凍上の現象を起しておるものがあるといひます。そういう場合に、ブロック構造のやうな重さのものと、木造のものとは、凍上の度合が違つてくる。そういう場合に、接する部分に不工合を生ずるということがあつて、こういうことであります。これは北海道では今、みなそういうことでやつておるのであります。

○田中一君 そうすると、その北海道全体のうちにそういう区域が何十%あります。

○説明員(鎌田隆男君) この凍上は寒さだけでございませう。その土壌の質、それから土壌に含まれておる水、そういう問題と関連してございませう。かなり市に近いやうな所はほとんど大部分でございませう。ですから、何十%と今申し上げることはできませんが、なお調べて御説明申し上げます。

と思ひますが、かなり多い範囲だと思ひます。

○田中一君 そういう条件ならば、本法そのものを変えなければならぬんですよ。そうすると、その地域がブロック建築が全然できぬということになります。

○説明員(鎌田隆男君) そういう意味ではございませう。そのブロック建築でも、その凍結深度の所まで基礎の下場を持つてきまして、それにしつかりとブロックを積み上げます場合には、凍上が非常に少い、こういうことになつておる。ですから、そういう方法を今ブロック建築にとつておるわけでありませう。

○田中一君 今度の貸付は、その凍上深度までいかないやうな住宅の融資をしようといふのです。

○説明員(鎌田隆男君) もちろんブロックにつきましては、その凍結深度までおろすつもりでございませう。ただ、従来の木造でございませう、こういう木造にはその凍結深度までもいっていないものがございませう。それで今度の作り直す部分は、凍結深度までもおろしておりますから、それは動かない。こつちの方の木造のものは凍上するといふやうな場合を申し上げておるのであります。

○田中一君 そうすると、今度の貸付の基準といふものは、必ず木造建築でござつたりとも何もくつつけるというの、貸付の条件ですか。

○説明員(鎌田隆男君) 決してそういうわけではございませう。大体増築は、その用途の関係から、なるべくくつつけて作りたいと思ひますけれども、

これは別に離して作っても、増築と考
えておきます。

○田中一君 それならば、何も木造の部
分とブロック部分とがでこぼこになつ
たり、ちぐはぐになつたり、使用に耐
えないようにならぬじゃないですか。
そうすると、そういう技術的な条件とい
うものはなくなつてくるわけですよ。

○説明員(鎌田隆男君) 増築のときに
全部離して作るというふうになりま
すれば、今申し上げたようなことはご
さいません。ただ、やはりそういう人
の考え、あるいは土地の状況なんかか
ら、くつつけて作りたいというふうな
人も出てくるかと思ふのであります。

○田中一君 われわれは北海道の方
に国家資金を貸すんですよ。いいです
か。で、建設省としてはなるべくそう
いうものにしようという法律をここに
作つて、あなたはこれを守つていらっ
しゃる。もしも、しいてくつつけよ
うとするならば、それは離してやれと
いつて、増築の部分に認めるべきじゃ
ないですか。二階の場合には、これ
は論外です。しかしながら、平面的に
やる場合には、ブロックに、耐火の構
造にしなければならぬといったこと
ろが、何ら困る問題じゃないんです
ね。一尺離せ、二尺離せということも
やり得るんです、可能なんですよ。

従つて、さつき赤木委員も言つてい
るように、法律の精神というものを忘
果てて、ただ自分で今ここでもつて貸
付をする条件に、木造にも融資しよ
うというふうなことだけに論点を持つ
てくると、これはなかなか承服できな
いんです。そうすると、本法そのものが悪
いということになるんです。こんなも
のはとつてしまえば楽なんです、やめ

てしまえば一番楽なんです、しいてや
るならば、従つて、可能なる敷地があつ
て、増築部分は平面的にいけば、当然
負担といつても九千円です。長期融資
をするのでしよう。どうもそういうこ
とは納得できないんです。どこまでも
これを通さうというつもりをもつて
おつしやうしている。本法の精神を忘
ては何にもならないんです。御希望な
らば、本法を廃法にすればいいので
す。そうすれば、あなたの言うように
ほとんどできるんです。貸付対象がふ
えていくんです。それではこの法律
を作つたという根拠は薄らいでいく
のです。私はそういう意味で結論づ
けて、改悪だと言つてゐるんです。

北海道の住宅政策の改悪だと言つて
ゐるのです。しかしながら、実情から
見ますと、やむを得ぬ場合がある。ま
た北海道にどうしても融資して、増築
部分のほしい人に融資してやろうとい
う思いやがあるならば、一応納得し
ます。納得しますが、政府がそういう
指導をしないといふことはいかぬと思
うのです。どこまでもこの法律の精神
に沿つて、平面的に増築をする場合に
はブロックにしなければならぬとき
め、何らこの法律の精神からいへば
無理がないと思ふのです。経済上の問
題からいふたら、これはもうナンセン
スだと思ふ。そもそもこの法律そのも
のは、国民の経済力、農民の経済力を
考慮せずして、理想に走つた法律なん
です。経済上の理由といふことは容弁
にならぬです。初めから、それならば、
この本法を作るときに、北海道の住
民投票をしていらつしやい。強制法で
すよ、これは。国民の持つてゐる権利と
いうものをその法律で縛つてゐるので

すから、経済上の理由も何も全部断ち
切つてやつてゐるのがこの法律なん
です。従つて、せめて平面的に増築する場
合にはブロックにするといふことは、何
ら、この法律の精神を生かすことであつ
て、殺すことじゃない。技術上の理由
というのをはつきりこころうたつて
ゐるが、技術的に何ら解決されない問
題じゃないと、私はこう考へるんです。

技術家としての鎌田さん、どうお考
えになりますか。住宅局長という行政
官の立場じゃなく、一技術家として答
弁していただきます。ごまか
し半分の答弁は困るんですよ。

○説明員(鎌田隆男君) この耐火構造
に努めてやるように、可能な場合には
やるように指導いたしておきます。

○田中一君 そういうふうな修正
は——修正は、まだ予備審査ですから、
修正も何もありませんけれども、そうい
うようなことを考へれば、これはこの出
し方じゃなくて、何もここではつきり
しなければならぬといふときめないでも
いから、衆議院においてそのような精
神規定でもいいです。本法を生かすよ
うな形でもつて出さなければ、これは
私は承服できません。これは全然本法
の精神をうつつやつて考へられておる
改正案といふものは、承服できないで
すよ。

○赤木正雄君 この法案は、政府とい
つたしまして北海道の方々を調査された
結果、これがいいといふされたのか、ある
いは北海道の住民の希望でこころいう
うにしたい方が多いといふのでなさるの
でありますか、何か根本のよりどころ
はないでしようか。

○説明員(鎌田隆男君) 今度の住宅金
融公庫法の融資に増築の部分に融資す
ることができるよう改正をいたしま
した。あれに基きまして北海道の現実
の問題としてどうであらうか、あれと
関連をもちまして北海道はどうであ
らうかといふことで、北海道の事情もい
ろいろ伺ひまして、やはりなるべくは
この法律の趣旨を曲げないでいきたい
と、こころいうふうには考へております
けれども、そういうやむを得ないもの
だけは一つ緩和してと、こころいう考
へてあります。

○赤木正雄君 法案の出た根本趣旨は
私よくわかりました。

○石井桂君 実は私も赤木さんと同じ
ことを聞こうと思つたんです。構造上
や何かのことはわかりやなくて、住民
がほんとに困つてしまつて、そうし
てまあ木造の場合も建てられるように
緩和してくれといふ望みがあつたのか
どうかといふことを、念のために聞こ
うと思つたら、同じ御質問でしたか
ら、私はよろしうございします。

○委員長(石川榮一君) それに對しま
して鎌田住宅局長、もう少しはつきり
答弁を願ひます。

○説明員(鎌田隆男君) 住宅金融公庫
の融資が今回の改正によりまして、増
築にも貸すことができるようになった
わけでございます。北海道でその融資
を受けて増築する場合、木造を現に
持つておられます人々が増築の部分も木
造で増築したい、同じような構造で増
築したいという要望が非常にあるとい
うので、北海道からのそういうような
要望もございまして、それによりまし
て、なるべくこの法の精神を曲げない
ような範囲で、やむを得ないものだけ
を現地の要望に應じて改正した方が妥
当ではないかと、こころいうふうに考

るようなわけでございます。

○委員長(石川榮一君) 速記をとめて
下さい。

〔速記中止〕
○委員長(石川榮一君) それでは速記
をつけて。

お諮りいたします。目下本院商工委
員会において審査されております砂利
採取法案について、同委員会に對し連
合審査会の開会の申し入れを行いたい
と存じますが、御異議はございませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(石川榮一君) 御異議はない
と認めます。さうして決定いたしま
す。

つきましては、本連合審査会の開会
の日時等につきましては、委員長にお
いて商工委員長と協議の上決定いた
したいと思ひますが、この点は御一任を
願ひたいと存じます。御異議はござい
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(石川榮一君) 御異議はない
と認めます。さうして決定いたしま
す。

午後一時から開会いたします。
午前十一時五十三分休憩

午後一時二十三分開会
○委員長(石川榮一君) ただいまから
委員会を再開いたします。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負
担法の一部を改正する法律案を議題に
供します。本案の質疑に入ります。

政府から竹山建設大臣、一萬田大蔵
大臣、米田河川局長、浅村防災課長、
会計検査院小峰検査第三局長が出席し
ております。大蔵大臣は渉外関係があ

七

りまして、その関係上、午後二時まではおられますが、その後は非常に時間的に困るやうでありますので、あらかじめ御了承願ひまして、その間において大蔵大臣に質疑のある方は努めて御質疑を願ひたいと存じます。質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○赤木正雄君 私はこの際大蔵大臣に對しまして、あるいは直接この法案に觸れない点があるかもしれませんが実は今まで大蔵大臣にいろいろ治水その他の問題についてお尋ねしたかつたのです。しかし予算委員会なんかで、この委員会にお出ましを願ひ時間がなかつたので、この際お聞きいたしておきます。治水とか災害の復旧、こういうのは、何と申しまして、事実をよく把握して論議しない以上は、実際のものにならないと思ひます。私はまず、災害の今まで起つていた県でどういふふうな災害をなくしたか、この実際の事実を初めにお話して、それから大蔵大臣の御意見を承りたいと思ひます。

実は最近では鹿児島、宮崎、あるいは和歌山地方に年々災害があつて、災害県と言われております。しかし昭和の初めにおきましては、わが国で一番災害県といふのは高知県でありました。もう台風が来ると、すぐ高知県に上陸する。しかも高知県の中でも、その端の幡多郡、これが一番災害をたくさんこうむりました。私も長らく内務省に御紹介になっておりましたが、災害といふとすぐ高知県の災害、特に幡多郡地方によく現地の調査に参つたのであります。そういうふうには高知県には災害がたくさんあつて、高知県の人は、幡多郡だけは一つ例外を作つてはしい、あれがあるために県財政も困

るといふふうな状態になつていたのであります。それで、この災害の原因をなくしようといふ観点から、むろん河川改修も行いましたが、その一つの大きな原因として、各溪流の荒廢を防がねばならぬといふ観点から、昭和五年に初めて三崎川あるいは宗呂川に砂防工事を行いました。その後引き続き、各小さい河川に砂防工事をやり、あるいは四万十川の大きな川に對しても、その支流に砂防工事をやつたのであります。その結果、今日では高知県ははやそれほど災害県と言われなくなつてしまつた。つまり、砂防事業の効果ははつきり現れてゐるという事実なんです。

こういう事実はほかの県でもありますが、この災害復旧に對してこの法案が出ていますが、要は治水の根本でありますから、災害復旧に今後重点を大蔵大臣は置かれるのか、あるいは治水の根本事業に重点を置かれるのか、大蔵大臣の御所信をまずお伺ひいたします。

○國務大臣(一萬田尚登君) この災害につきましては、申すまでもなく、災害をまず予防する。たとえば雨風が起きても、それについての被害を少なくする、少く済む、そういうふうなことに、私はやはり予防に重点を置くべきだ。従つて、沿山治水といふようなことに特に私は意を用ひるやうにと、こういうふうな考えを持つております。がしかし、またすでに起つた災害をほうつておくべきものではない。起つた災害についてはやむを得ない、できるだけすみやかに手当てをする、こういうふうな考えますが、現状としては、起らないやうにすることが一番大事であります。

○赤木正雄君 ごもつともの御意見で、私も今大蔵大臣の御所信をもつて、そういうふうにお考え願ひたいと思ひます。

そこで、この災害の問題であります。が、御承知の通り、台風が来る、大へん水が出る、申しまして、一つは年々災害の對象となるものがだんだんふえておりますから、それで災害がかく年々擴大してゐることと思ひます。ひとり近年になつて、台風が特に大きいと思ひます。今年はずうと六十一年目ぐらいになります。明治二十九年の大災害のとき、これは莫大な災害、あるいは明治四十三年の災害でも、近年になつた大きな災害であります。また大洪水であります。そういう観点から見ますと、私はこの災害復旧に對して完全な治水工事が行われていない。それによつていろいろな、人家が流れたりあるいは耕地が流れる。それで根本計画がないために起つてゐる災害といひます。あるいはこれはまず災害といひていいかは、私は実は疑問に思つてお

ります。ほんとうに簡単な工事をやつておれば、これはこれで済む。あるいはそれは國の補助を得ると、こういうふうな方針でやつていつたら、國の財政が幾らあつてもたまらぬ。率直に言ひますと、私はこういうふうな災害補助費をだんだん増して、災害が多くなりつづけるのは、一つは大蔵省に一半の責任をお考え願ひなければならぬ。と申しますと、今まで災害復旧なら、これはやむを得ぬ。これはやむを得ぬとしても、しかし根本の治水事業に對しては、これは後年でもいじやないかといふふうな方針をおとりになつていたことが、これは事実を申し

てもいいのであります。が、われわれが大蔵省に予算折衝に参つたときにも、災害はやむを得ぬからとるというふうなことにもなつてゐた。つまり、今大蔵大臣の御趣旨に反した政策をおとりになつてゐたやうに思ひます。

それで、災害が年々ふえてきた。かりに各府県の土木技術者にいたしましても、あるいは農林関係の技術者にしても、災害復旧そのものに對して心から好んで仕事をしようという人は、私はなからうと思ひます。われわれが地方に参りましてまだ学校を出たばかりの若い技術者に會つて、非常にその人々を不思議に思ふ。今台風が来た、やつとこれで助かつたといつて、技術官その他の人が喜ぶ。どうもああいうふうな喜ぶ性質がわからない。なぜ喜ぶのでしよう。これは言ひかえれば、災害があるといふことは言ひかえれば、災害復旧費が取れると、その事務費が取れる。それで自分たちの給料も払われる。自分たちの首が災害によつてつながらる。そういうふうなことで、やむなく災害を喜ぶといふやうな珍現象にあるいはなり得るのであります。

でありますからして、災害復旧は第二に考え、根本事業の方に重点をお置きになるのならば、私は決して今のやうな災害は起らぬ。それはむろん、あるいはかりに一千億の災害復旧費があつた場合、その半分をもつてまかなつてしまふのだ。その半分はもうこれで今年に出さぬと、そういう政策をおとりになる場合に、その半分の金を今度は根本事業に持つていくのだ、そういう政策に切りかえられるならば、それはすいぶん不満もありましようが、しかしそれによつて根本治水が立ちます。で

ありますから、災害に對しては嚴重な考えをもつて、そのかわり根本事業は、今までの方針を変えて、重点的にやる、こういうふうな方針にお改めなさるお考えはないでしようか。

○國務大臣(一萬田尚登君) 従来の予算編成等におきましても、災害の予防について、言ひかえれば沿山治水、こういう点について、重点を置かなかつたといふわけではないと思ひます。たとえばこの三十年度の予算におきましても、今の建築予算で思ひやうにいけません。しかし、やはり沿山治水には重点を置いて、なるべくこれを増額するやうな考えで、資金の配付をいたしておるやうなわけでありま。がしかし、今お話しした点はごもつともなことであるのであります。何も方針を変えたいといふ意味でなくして、今後におきまして、沿山治水といふものについては私は特に重点を置いていきたい。まあ總じて申しますれば、これは私はまだ十分申し上げるのもどうかと思ひます。けれども財政が苦しいと自然、事が起ると何とか始末をやらなくちゃならぬが、事が起らないと、まあ何とかがいふので、ずつといふ。これは個人の生活でも同じであります。食すれば、どうもそういうふうな傾きになりがちですが、これはしかし國の経済、特に日本のような災害國においては、私はやはり考へていかなければならぬ。もう一つは、こういうもののがどうも、この先はどういふことになりましか、これは私はこれ言ひやうべき立場ではないかと思ひますが、どうも總花的になる。事柄の性質から總花的になつて、總体的金額が多くなつても、個々

に行くと、あまり大したものではない。自然、従って、工事等が堅牢ではなくて、応急ですから、ちよつと雨が多いとか、出水が多いとか、あるいは風がひどいといふと、流されて、さいの河原といふと、あそこへ石を積んでまた流されるというふうな態を繰り返す。こういふふうな基本点については、私はほんとうに考えてみなくてはならぬだらうと考へておきまして、まあ年度の予算編成等につきまして、特にこのいふふうな風水害に対する対策といふものは、あるいは治山治水、それらについて、とくと建設大臣と御相談をして、基本的に一つ考へてみようと思つて、今準備いたしておるような次第であります。

○赤木正雄君 今大臣のおっしゃいました、さいの河原のようになつておるとおっしゃいましたが、これは私もほんとうに同感なんです。それがため、その根本の治水事業をやつてほしいのです。災害復旧の工事をやりまじたり、あるいは災害超過の工事を災害復旧工事に加えてやりまじても、根本の計画にやますると一致したいのは、当然であります。河川工事にしましても、災害の方よりも、やはり今お話し通り、さいの河原にならないような根本計画の仕事をやつてほしい。それが私の念願なんです。

もう一つお伺いしたいのは、これは吉田内閣当時であります、実は私もその委員になりました、二十八年の大洪水にかんがみまして、八月の二十五日に、こゝろいふに災害を受けているところがないから、根本的に災害の起らないように治山治水計画を立て

てみようといふので、治山治水基本対策要綱といふのがその年の十月二十六日にできております。これはすでに大蔵大臣も御承知であります。これを審議いたしました場合に、どうも災害の一個の原因として砂防工事を輕視しておる、それが非常に大きな原因になつておるといふことは、委員会で多くの人が言われたのであります。そうしてその結果、これは全体の費用を見ますと、林野関係の費用が六千九百五十億、河川関係の費用が一兆一千六百九十一億、合計一兆八千六百五十億、こゝろ費用を今後要するのであると云われて、その際に、今申しましたこの砂防のことを、特に今までもより重視されていたのであります。

実際、私が砂防と言つて、すぐ委員の諸君も、また砂防とおっしゃるかも知れませんが、私は実際について大蔵大臣にお話ししたい。二十八年の洪水に對しても、その他の災害に對しても、とにかく人の知らぬような所の小さな川で、山奥であります。しかし、そこに砂防工事を點々としてやつた所は災害がないのです。こゝろいふ嚴重な事実が日本の各所に現れております。しかし多くの政治家は、仕事が山奥の仕事でありますからして、かりに選挙に對しても、砂防事業をやるといふても、票なんか入らない。だから、勢いこゝろいふ仕事はおろそかにされがちなんであります。しかし治水はそのやうなことで、できやしないのです。やはこれは治水の根柢に徹しない以上は、絶対できません。それで私は今まで各所に現れた——これは建設大臣にお聞きになつたならば、建設大臣もよく御承知と思ひますから、どういふ効

果を現わしたかといふ点を特に吟味されて、その点を今後の治水政策に十分反映して下さるかどうかを伺いた

○國務大臣(一萬田尚登君) 仰せ通り、今後實際事情をよく調べまして、そうしてどういふふうにするのが一番効果的かといふことを十分検討するつもりであります。なお、この砂防の重要性は申すまでもありません。今後とも治山治水における砂防の技術といふものを十分高めるように、考慮してゆきたい。この砂防が非常に有効であるといふことは、多くの人が唱へておるやうであります。これは技術家の言を聞き、あるいは、それぞれの場所における事情をよく勘案したい、かように考へております。

○赤木正雄君 なお、つけ加えて申しますが、先ほども言つた通り、この仕事は選挙の対策としては実に不利な仕事であります。そういうわけでもありませんが、今回の自由、民主両党の予算修正においても、これに對しては何ら考へていない。これはおそろしく政治の私は非常に欠点だと思ふ。正しいことであれば、それこそ日本全体の利益がある。日本百年の大計を立てるといふことは、政党政派によるというものではありません。そういう点を十分建設大臣と御相談の上で、今私が申したことがもし間違つてゐるなら、お直し下さい。もし私が申したこと

が正しいならば、どうか建設大臣と十分御相談願ひたい。私は時間がありませんから、これまでに……

○小澤久太郎君 大蔵大臣にちよつとお伺いしたのであります、実は災害ですね、どんどん直さぬと、結局

あとからあとから増殖して、非常に国費のロスになるのですが、現在どのくらい残工事があつて、それをどういふふう処置なさるお考えですか。

○國務大臣(一萬田尚登君) 大体今日公共土木の災害残事業費、これは一千億くらいあるのじゃないかと思ひます。これは財政上容易ならぬことでありますので、できるだけ早く何ししたい、かように考へております。

○小澤久太郎君 これは大臣として、できるだけ早くといふことより、言ふことはないかもしれませんが、災害を一日も早く何とかしてといふふうに希望いたします。

それから今度のいろいろな改正案で、緊急な災害復旧事業について政府はいろいゝる処置をするといふことは、非常にいいことだと思ひますが、緊急な災害復旧工事といふのはどういふものをさすのか、それを一つお示し願ひたいと思ひます。

○國務大臣(竹山祐太郎君) さううであります。

○小澤久太郎君 それでは、大蔵大臣にお伺いしますが、これまで災害査定には大蔵省が一緒に行かれますが、それが災害はわれわれは嚴重に査定していただくことはけつこうですが、その何年かあと、再査定する。これは果で非常な困ると思ひます。一応再査定をやるといふふうな予想のもとにやつてゐる。そうしてまた再査定して、いかぬといふのは果は困ると思ひますが、それで大蔵省はついで行かれるのですから、そういうことはな

いようにお願ひしたいと思ひます。一つ大臣……

○國務大臣(一萬田尚登君) 御趣旨の点は今後十分注意をいたしまして、現状を十分把握しなくてはなりません。したがたばやつて御迷惑になるといふことは避けたいと存じます。

○小澤久太郎君 それから「財政の許す範囲」において緊急な災害復旧工事を三年間でやるといふことですが、実は、財政上許せなかつた、延ばされるのじゃないか。それではかなわないので、その「財政の許す範囲」といふ問題になるのですが、たとえば二十七年、二十八年、二十九年、大体そのく

らいの年度に比較して、災害復旧費はどうかいふふうな財源があるのですか。

○國務大臣(一萬田尚登君) 「財政の許す範囲」と申しますのは、むしろ財政が許さなくてはならぬものなものであります。政令で緊急と認めれば三

その災害の性質から見て、必ず三年でやつてしまわなくても何とかなる、そういうようなことを一応考えている次第であります。

○小澤久太郎君 大臣のたたいの御言葉は、われわれはそれより大臣として答弁のしようがないと思ひますが、少くとも三年以内に復旧するといふことを原則的に対処していただきたいといふことを希望いたします、私の質問を終わります。

○田中一君 大體例年の災害の事情から見て、災害の予備費として計上されている額というものが非常に少いと思ひますが、これは何ですか、八十億程度でいいというのは、建設大臣の意向ですか、あるいは原則としては大蔵大臣が査定した額なんですか。どうなっておりますか。

○國務大臣(一萬田尚登君) 特に災害を不当に査定するといふことはないだらうと思ひます。私の考えでは、やはり災害は災害として査定をしまして、それをどういふふうに復旧するか、これは財政上のやはり見地も考えなくてはならぬ、あるいはまた災害の復旧の緊急の度合も考えなければならぬ。そうして財政もこういふ状況だから、災害がこうあることはこうだが、こういふふうな復旧してゆくのだというふうな考え方で、今後いつたらどうか、こういふふうな思つて、初めから災害がどこにあるのにないようにする、そういうことにすると無理ができる、こういふふうな考えておりますが、しかし財政の見地から、この災害の査定といふものは、やはり實際はなかなかどちがどちだといふことはむずかしい点もありましようが、大蔵省

は大蔵省としてやはり厳格な態度で臨むといふのも、これは御了承を一応願わなければなりません。結局、それで建設省ともよく相談をして、どちがどちでなくて、そこで妥協なところを見る、こういふふうな御了承をいただきたいと思ひます。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 今私の名前も出ましたから……予備費の額が建設省から見てもいか悪いかといふような田中委員の御質問であります、これは全く災害のことでありまして、これは全く災害のことでありまして、予想はつきませんので、われわれとしてはもちろんいかに越したことはないのと思ひますけれども、これは予備費は予備費の性格から申しまして、足りるだけのところで、また予想し得ざる災害があれば、またそのときに予算の修正もいたさなければなりません、と思ひますから、われわれとして、今何ぼでなければならぬといふことの請求はいたしておりませんので、御了承をいただきたいと思ひます。

○田中一君 大蔵大臣に伺ひますが、この年度の改正案で、本年度に起る災害からほんとうに、財政の許す限りじゃない、絶対にそれをやるという自信はありますか。

○國務大臣(一萬田尚登君) これはこゝういふ法案を政府が出し、これを御審議願つて通過する以上、政令で定める緊急なものについては、三年でやるといふわけでありまして。

○田中一君 二十八年度災のようなのが出て、必ずやりますか。自信ありますか。

○國務大臣(一萬田尚登君) これは、二十八年度みた大きな災害が出たりすれば、これはまたそのときに考え

なくちゃならぬし、財政上等で手に負えないこともある。これは災害ですから、そのときに非常に大きな規模のものを想定すると、これまた非常に困難なこともあり得ましようが、しかし起きたような場合におきましては、これはやめていけると思ひます。

○田中一君 二十八年度災は大きかったです。大きかったから、特例をもつて負担をふやしておるんです。今年はその場合には、どういふことがあつても負担率もふやして、早急にやるといふ御答弁がほしかつたんですが、今聞くと、ああいう大きなものは財政上困るから、何とか減らすように考えなければならぬといふような印象を受けるんですが、二十八年度災といふものは、かえつて逆に、現在の法律よりも特例をもちまして余分に負担をしておる、これが現状だったのです。従つて、そういう場合にはもつて余分に出すといふことならわかりますけれども、今のお話のように、財政上いろいろ困る問題があるから云々といふ御答弁じゃ、満足しないんです。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 私から……なお大蔵大臣からお話があるかもしれませんが、今度のこの改正の要点は、今お話しのような場合において、連年災害の規定を置いたわけでありまして、全然考えないといふのではありませぬけれども、大蔵大臣の意味は、非常に予測し得ない膨大な災害が起つた場合に、その年の財政負担からいって、十分に法律通り三年でこなし得ないかもしれぬ、そのときは他の方法等をもつてそれにかゝるといふような処置を考えなきゃならぬかも知れぬといふ意味で申されたと思ひます。

しれぬといふ意味で申されたと思ひます。われわれはまず尋常一様と言つちや、いざれ災害でありますから、申しやうが適当でないかもしれませぬが、まず予測し得る範囲においては、この法律で政府はこれに対処して参るということについては、事務的に十分用意を考へておる次第であります。

○田中一君 歴年災のまだ現在補助対象にならないものもたくさん地方にあるんです。それが仕越し工事といつて、おそろく八十億程度は残つておる。これが地方財政の大きな赤字財政の原因だつたと思ひます。そこで現在あるような仕越し工事の解決方法を、大臣はこれはどういふふうなお考えをもつてきめようとするか。あるいは預金部資金の貸し出しを増大するとか、何らかの用途を考えなければならぬと思ひます。ただ地方財政の整備でもつて、全体的な貸付でもつてやるばかりでなしに、個々のそうした意味の地方負担を軽減する方途、あるいは解決する方途を見なければならぬと思ひます。そういう点について大蔵大臣の御見解を承わりたい。

○國務大臣(一萬田尚登君) 今のお話の点については、これは実情をよく調査しなくちゃなりませんが、よく実情を見て、実情に応じた措置をとらなくちゃならぬと思つておりますが、これは中央からこゝういふ問題について補助金も出ておるわけでありまして、地方において十分考へてもらわなくちゃならぬと思ひます。必要があれば、また中央から資金の融通等については私は考慮してもよろう、こゝういふような考へ方でもやっております。

○田中一君 これはすいぶんおかしい話なんです。地方財政の再建整備の問題については、法律は今出しております。内容というものは検討されたはずなんです。それが実情を調べて云々といふようなことを言うのは、おかしい話なんです。内容というものは、おかしなところがある。なぜ赤字であるかといふことはわかっているはずなんです。それを今から実情を調べるなど、地方財政の再建なんといふことはできつこないのです。従つて、赤字の要素といふものは、災害によるところのものがどのくらいであるか、現在各府県はどのくらいであるか、これが究明され、解明されなければ、今度の法律は出ないわけなんです。それは原長でもいいですから、實際の災害によるところの地方財政の赤字といふものはどういふ工合になつてゐるか、その実情をお示し願ひたい。

○政府委員(原純夫君) 仕越しの額を正確につかむことはなかなかむずかしいことではあります、七月の初めに私が各省から伺ひました数字では、土木関係で、これは工事費でありまして、百億である。うち国費の分は七割としまして、七十億くらいだと思ひます。これは総事業の国費分は九百六十七億といふのに対して、七十億、まあ七、八割の仕越し工事であります。港灣では五十九億の国費中二億三千万、これも四割くらいであります。それから農地では六十九億、うち二十二億といふことでございまして、これは三割ちよつとの仕越しになつております。それから農業施設では三百八億のうち八十三億が仕越しになつております。こゝういふふうな数字を各省から私承知いたしております。これは

おそらくこの時期にあるいは若干の前後はありますので、まあ大きく違ひをしないでいただくという意味で申し上げたわけでありませう。

仕越しにつきましては、大へん地方団体に御迷惑をかけて申しわけないと思っておりますが、ちやうど戦後、国も貧しい、また地方もちやうどやつて参った。そこにもってきて、二十八年、その前もだいが戦後非常に災害が多かつたわけでありませうから、まあ三・五・二でいきますと、なかなかやれないでたまって参りましたわけで、い

わば戦争戦後を通じての日本の経済、社会、そういう関係が非常に落ちた、そのいわばたまりが残っているという

ような感じで、一刻も早くきれいにしたいと思つておりますが、遺憾ながら、毎年おります補助金が出て早く片づくようにしたいのでありますが、まだこれだけ残つてゐるが、まあパー

センテージで申しますと、ただいま申しましたように、農薬用施設以外、公共土木あたりでは割合に比率がかなりなだらかなつてきておる。が、しかし、七十億もあるでありますから、御要望のようないろいろなこれを解消する手というものは、できるだけ考へて参りたいというふうに考へて

○国務大臣(竹山祐太郎君) その点は、政府提案であります。これは事務的にしつかりと下から築き上げた提案でありますから、自信を持って申し上げます。同時に、今まで、御承知のように、いろいろ行き違ひがありましたが、災害の性質も異なりますけれども、査定が机上査定でやむを得なかつたということでありませうが、今度は建設省は二十名の災害査定官を専任に置きまして、原則として必ず、査定を全部現地査定をいたした上で、大蔵省の予算折衝に入ります。資金の融通等もそういうことを前提にいたしておるようなわけでありませうから、今までのような行き違ひは今後絶無と考へて、事務的に進めて参りますから、従つて、この三年間というものを政令のもとにきめました以上は、もちろん大蔵省も了承の上のことでありませうから、予算処置は当然行われて、法律通り実施をいたす考へで、これは内閣として提案をいたしております以上、完全に了解がついたわけでございませう。

○田中一君 大蔵大臣、もういいのですが、今の建設大臣の答弁、これを確認いたしますね。

○国務大臣(一萬田尚登君) 建設大臣の御答弁でよいと思ひます。大蔵大臣としても、原則として三年で復旧するということでありませう。

○委員長(石川榮一君) 一言私からも伺つておきたい。災害の問題に關しまして、これまで議員諸氏から大蔵大臣の所信を問うておりましたが、要するに、災害は必至の状況にある。しかも戦後特に非常に激甚になつてきた。この事態はおそらく大蔵大臣も御承知だと思ひますが、この間建設省の方で調べてもらひましたが、昭和二十一年から九年まで八年間に、この災害によつて死亡した者が約一万四千二十四人、行方不明が約四千人、合計一万八千人、八万四千二人でありませう。負傷者は十万人に達します。加へますと約十万人の国民が災害のために生命を失ひ、傷つてゐるわけですね。さらに、これを公共土木施設その他の、官庁側が負担すべきもの、地方団体等が負担すべきもの等による公共土木施設のよ

うなものを中心とした損害の累計は二兆三千億になつております。このほか、一般民の災害がこのほかにプラスされると、おそらく三兆をこすのである。わづか八年間の事態、この事態を乗り切るのに、これは今のような模様では、年々歳々激増する傾向にある。そうなりますと、現在のようないわゆる治山治水に重点を置かないような政治では、おそらく日本の治山治水は手もつけられないような状況になるというこを憂へるわけですね。要するに、災害復旧にのみ迫られて、根本的対策に手をつけることが技術的にもできないというこを心配するのです。

それで、赤木委員等から質問がありましたように、前内閣におきましてこの問題について非常に心配されまして、治山治水基本対策要綱というものを発表いたしました。十年計画で、これに対する予算はほとんどついておりませう。要するに机上プランに終つた、前内閣はそうなんです。新しく民主党内閣が打ち出したところの住宅政策もけつこうです。これと同じような考へ方で、治山治水に取り組み意思があるかどうか。現内閣は住宅問題に大きく取り組みました。治山治水に對してこれと同じような、あるいはこれ以上の熱意をもつて努力して、通常予算を組む場合にどういうような御決心があるかどうか。治山治水は今までと同じ程度で見てゐるかどうか。この点、基本的なお考えを大蔵大臣から伺つておきたい。

○国務大臣(一萬田尚登君) 今の御意見は、私も全く同じ要いを持つております。関係閣僚とも十分相談をいたしまして、政府としてこの災害復旧に十分取り組むようにしていきたい決意を持つております。

○委員長(石川榮一君) それでは、大蔵大臣はもうけつこうです。

○田中一君 今二十名の査定官を増員するといふお話ですが、けつこうです。そこで伺いたいのは、災害に対する査定といふものだけを査定官が査定するの。少くとも過去、戦前の工事の方が、戦後の改修あるいは原形復旧の工事より、あるいは改良工事よりも、非常に堅牢に築造されておる。従つて、その中の多くは修築し、改修したもの

が比較的、割合に査定したりする場合が多いと思ひます。そこでその査定官には結局、部分々の問題がありますけれども、部分的なその問題の原因究明といふことを、単なる現象の査定のみにして、なぜ起きたかといふ点を究明するといふことのできるような調査官あるいは査定官でなくちやならぬと思ひます。そこで今二十名の査定官といふのは、どういふ資格を持つて、どういふ経験者であるか、今の単なる災害の査定ばかりでなく、個々の原因までも究明するといふ者が望ましいと思ひ

防を築くの、その堤防は金は幾らかかってもこれをしなければならぬといふ前提から、あなた方は検査されるはずであります。そこで建設省の方は、場合によれば大ぜいの、二十数名の請負人を集めて、そうして競争入札をやらして、一番安い者に落札させるという方法をとっているのです。あなたは今まで何度となく抜き出しの検査をしているのでしようが、一番顯著なそういう契約面の問題、技術上の問題、そうしてあなたの方で批難事項としてあげた顯著な事例を、一つお示し願いたいと思つております。建設省所管の、むしろ災害復旧の問題であります。

○説明員(小峰保肇) お答え申し上げます。今のお話は、地方建設局の担当いたしましたお話を直轄災害、それから補助——府県市町村の担当する補助事業、これに分けられると思うのであります。地方建設局の担当いたしましたお話を、災害復旧につきましては、災害復旧につきましても、見ておられます。今までのところ、見ておられます。問題は補助事業であります。補助事業は、今ダンピングというお話がございまして、これは補助につきましても、御承知のように、全額国庫負担というものはないのであります。一部の工事費は地元負担していただくというところになるわけですが、とかく地元も財政不如意というやうな関係もあつて、自己負担というものを全般的にきつうという傾向が非常に強いのであります。これは建設に比べますと、農林関係の方はことにひどいのであります。建設につきましても、私ども検査いたしました、いわゆる疎漏工事——

でき上つてから半年か一年しかたないのに、行つて見ますと、もうこわれてしまつていて、とても長くもたせられない、こういう工事が年々十数件から二十数件もある。こういうものが一番質が悪いと思つて、これも請負人の手抜きのために疎漏な結果を来しておるというものがございまして、これはむしろ少いのであります。また手抜きには違ひありませんが、そのほか、今の地元の自己負担の品選がからんで、今度のケースが多いのであります。昨年の、二十八年度の検査結果で申しますと、自己負担のからんでいないものは、われわれの方で見つけきれなかつたのかも知れませんが、とにかく工事の施行結果、疎漏で目的を達していない、こういうものが十二件ございまして、それから施行が非常に疎漏で、しかも事業主が自己負担を品選したという事案、これが十四件になつております。大体毎年でもございせんが、

大体自己負担のからんでいないものは、つても多いのであります。そうして二十八年度は私どもの方で、最初に工事着手前の事前早期検査というのをやりましたので、いろいろな便乗的なものとか、悪いものは割合早く洗い落されてしまつて、そういう関係で、事後検査の成績は比較的、従来に比べてよかつたのであります。それでもなおかつ、このように、両方合せまして二十六件という相当な数の疎漏があります。そうして私どもが疎漏として整理しますものは、程度は比較的いいもので、いわゆる出来高不足というもので、設計通りやつていないのに設計通りの金を払つたというので、差額を問題にするのが多いのであります。これは

何百件とあります。疎漏ということになりますと、工事の目的を達していない、こういう結果を来します。で、私どもの方でいたしましては、疎漏という類別に持つていくには相当慎重にやつておりますが、それでもなお二十件、しかも過半の十六件というものが自己負担を品選したためと一応推察される、こういう結果になつておるのであります。

○田中一君 応急工事ですね、本工事にならない前の原形復旧程度の応急工事ですね、こういうものだけを取り上げて検査されたことがございせんか。

○説明員(小峰保肇) 応急工事をいまして、それから本格的な災害復旧に入るといふのが、普通の形態であります。応急工事にかかりました金というものは、本復旧に必要なものだけが補助の対象となるというものが、従来の方針だったのであります。最近これが少し甘くなつております。私どもとしては、応急工事だけの検査ということはあまりやつておりません。と申しますのは、全体でせいぜい一二%か一五%しか、建設関係でも何万とございまして、検査できない状態でありまして、応急工事程度の比較的金を使つていないものにつきました。あまり検査は実際としてできない状態でありまして。

間に合わないから、そういうことになると思ふのです。応急工事に多額の費用を使つたため、本工事の費用が制約されるという点はありせんか。そうして今会計検査院が言うように、完全にでき上つたものに対して、手抜き工事というよりも、ほんとうならばだめの工事がうんと残つておる工事を、そのまま完成と称するといふような点があると思ふのです。そういう点はどうですか。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 今の応急工事の内容については、私もよく承知して、河川局長からお答えをいたしますが、全体として、今までの御質問に対して、私はこの間決算委員会でも申したのであります。建設関係で四百五十一件の検査院から指摘されましたうちで、二百八十件が自己負担を免れるためという理由であります。百七十件がその他の理由であります。で、私は検査院と同じ感覚であります。このことはよしあしは別問題として、地方財政の困難がいろいろありますが、主たる原因は要するに——しか

○田中一君 割合に、応急工事ですと、金がかかるのです。どうしても昼夜兼行でしなければならぬ。従つて、労賃の単価も上つてくるということになりやすい。そのために、全体のワケ内の本工事が疎漏になる。あるいは地方の補助工事にしても、地方が金にいとめをつけずに応急をやつてしまふ。そのために、補助額というものは、適正に急工事業と本工事に配分されないで、その分に食われてしまふ。そのために、本工事となつて完成した場合は、それを検査するとき悪いようにな

債積みをするとか、あるいは土盛りをするとかいふような工事でもございまして、こういう場合には、本工事全体から見ました一部として施行することになるわけでありまして。ただ違ひますのは、橋梁のような場合、従前木橋があつた、それがそういう場合に流されて、その本復旧をするためには一年も二年もかかるというやうな場合に、流されればなしでは困りますから、板橋等を至急にかけるというものが急工事になるわけでございますが、応急工事全体として見ますと、私どもは本工事の中に取れるものは災害復旧事業として取つておりますので、従前からそれは全体の災害復旧のワケの中に見込んでありますから、まあそれも結局災害復旧と、こういうふうに見ておりますが、応急復旧と本復旧とを分けて考えておられないのです。で、それを応急復旧なら何でもいゝというやり方をしているんですが、お話のように、応急復旧は非常に厳格に最近指示をしておりますから、お話のようなおそれは今のところないと思ひます。

○田中一君 割合に、応急工事ですと、金がかかるのです。どうしても昼夜兼行でしなければならぬ。従つて、労賃の単価も上つてくるということになりやすい。そのために、全体のワケ内の本工事が疎漏になる。あるいは地方の補助工事にしても、地方が金にいとめをつけずに応急をやつてしまふ。そのために、補助額というものは、適正に急工事業と本工事に配分されないで、その分に食われてしまふ。そのために、本工事となつて完成した場合は、それを検査するとき悪いようにな

○政府委員(米田正文君) 応急の工事は、御承知のように、たとえば堤防が破壊した、次の出水が目の前に見えているというやうな場合に、完全な堤防復旧ではないけれども、応急的に土

ものが発見されるというより、な点があらんじやなからうかと、こう考へておるわけだ。そういう点は、会計検査院はそういう意味の発見はございませんか。

○説明員(小峰保榮君) 先ほど申し上げましたように、応急復旧は大体、本格的な災害復旧の前提としてやるというの、割合多いのでございませう。そして仰せの通り、破壊した所はすぐに締め切らなければならぬ、昼夜兼行でもやらなければならぬ、こういうようなケースも相当多いのであります。こういうものは大体本格的な復旧の一部に入るのが多いのであります。そういうものは一部に限ったものは、災害復旧の負担金の対象として計算するといふ取扱ひのように承知してございませう。相当に単価としては高いものも、たとえば二十八年災害あたりでは、土量一立米当りの復旧費を計算いたしますと、相当に高いものもあつたのであります。こういうものも、当時の早急にやらなければならぬ事情を考へまして、私どもとしては文句は言わぬと、こういう態度をとつたわけでありませう。

○田中一君 会計検査院は現象の結果だけをとらえられて判断し、内容を調べないから、建設者の批難が多いと思ふのです。ああいう露天工事だから、仕事ができないう。雨の中にやれば、賃金も上つてくるのです。結果だけとらえて判断するから、批難事項が多いと思ふのです。私どもは、これは直営工事その通り、あるいは請負に出す場合はもつとひどいと思ふのです。請負人が一応の総金額をきめられると、その次の本工事でもあらんじやないか

といふので、これはもう自分で相当な赤字を覚悟しても、次の工事がもらへるんじやないかといふことでやつておる。しかし、本工事にきてあまりうまい味がないと、やはり結果において疎漏な工事になるといふ結果がたぐさんあるのです。会計検査院はでき上つたときの査定をする、こういうのが役目ではないけれども、内容においていろいろ条件が含まれておるといふことまで考へてもらへば、一番いいと思ふのです。今度の法律改正で、三年間でこれを完成するといふことになりませう。この点について、会計検査院がただ完成したもののだけをとらえて判断するのではなくして、内容もすつかり調べ上げる努力が必要ではないかと思ふ。そこで、あなたの方の建設省災害関係の検査官といふのですか、これは技術家が相当多いのですか。どういふ方法で検査をやつてゐるのですか。

○説明員(小峰保榮君) 会計検査院に相当数の技術官がおるものであります。が、災害の工事の検査といふものは、現場に出て検査する者はほとんど全部が事務官であります。これは私どもとしては、別に自分で設計するわけでもございませぬし、工事の監督をするわけでもないわけでありませう。今、現象的といふになりましたが、でき上つたものが設計通りにできているかどうか、こういうのを一応調べるのが検査の第一歩であります。そして非常に技術的にいろいろな問題があるようなものは、これは帰つてきて技術官の鑑定を仰ぐ、こういう方法をとつてゐるのです。結局、現場に参ります者は事務官でございませうが、そこに設計書といふものがちゃんとあるわけであ

ります。その設計通りにできているかできていないかといふことがまず検査の第一歩だ、こういう方法でやつておるわけでありませう。

○田中一君 建設大臣に伺ひますが、また希望しますが、もう会計検査院なんかには調べられて、まるで書類上の問題でもつてどういふ言われるようなことがあつてはならないと思ふのです。これはあなたの方に、実際に管理、監督をするといふ技術家が少いからだと思ふのです。まあさつきも言つたように、災害査定に係官がおつても、実際その原因なり何なりを究明して、堤防でも何でも割つて見なければならぬ。原因がわからぬのです。そういう点は十分に監督をしてほしいと思ふ。今後どうなりまして、多少でも甘くなりませうと、地方でも相当これに期待するところが大きいのです。大きいだけに、今言つたような自己負担をどこかそつと負担せよと思ふのです。うし、鋭意やるようになると思ふのです。が、やはり、その部分に対する原因の究明、こういうことがわかるような、あまり会計検査院が、事務官が書類上の検査をするといふようなことは、検査官としてはおかしなことです。あなたの方が苦しい現場の悪条件のもとでやつてゐる仕事に対して、同時に、検査官の方も若い技術官もおるでしょうが、やはり経験のある者がほんとうに査定をし、また調査もするといふ形の、人員の増加がこれは必要でないかと思ふのです。その点も一つ希望として申し上げておきます。

○赤木正雄君 私、会計検査院の方に一つお伺ひしたい。今、大体お話はわかりましたが、こういう例が以前に

あつたことがある、それは淀川の改修をした場合に、そのときに、大阪の市長が初代の沖野博士、そうして会計検査が来て、右岸と左岸と堤防を

ずつと検査した。ところが、左岸堤防が右岸堤防よりも一尺高い。そうしたら、会計検査は非常に強く突いてきて、これは設計と違ふ、こういうばかことをしてどうするかと強く突かれた。それで沖野博士は、あなたの方何言つてゐるのだ。この淀川の予算は十分にないのだ。もしも洪水があつた場合に、右岸が破壊した場合は左岸が破壊した場合と、どちらが大阪に被害が大きいのかといへば、言うまでもなく、万一左岸が破壊したら、これは牧方その他のは大へんことなんだ。だからして、今日の予算としては、会計検査の立場はどうか知らないけれども、これを固を守る立場からして、当然左岸の方を一尺ますもつて高くしておくのが、これは国に忠義なことだ。それで、会計検査が非常にやかましいことであつたが、なるほどわかりましたと言つて、実は沖野さんのその考え方にすつかり敬服して歸られた。これは非常に美談なんです。私は会計検査といふのは、そういうふうな考えをもつて検査してほしい。

今日でも、むろん、今承りますれば、会計検査の方にも相当技術官がおられるようですが、方々地方を回りますと、会計検査が非常にやかましい。私は仕事した場合に、不正な仕事をしている場合には、徹底的にこれを糾明してほしいと思ふ。しかし、あるいは農林省なり建設省が一応認められた事をした場合に、技術上にいいとか悪いとかいふのは、実は会計検査の仕事

でないように思ふのですが、これを承りたい。

○説明員(小峰保榮君) ただいまの御質問であります。これは検査のときにいろいろな問題にぶつかりまして、今淀川の堤防のお話が出ましたが、これは一応疑問を起しますと、やはりこれは疑問として何う。そういうことをいたします。それからまた、今のお話ですと、その場ですぐ疑問が氷解したように何つたのであります。そうではなくて、帰つてきまして上で文書で必ず、その場で氷解しないものは、文書で必ず照会をする。そうして御意見を伺つた上で、その解答を拝見して、これも決して現場に行きまして一人や二人の判断でできるのではないのでございまして、院にいろいろな技官がございまして、これを縦横に検討いたします。その上で、どちらの言ひ分が正しいか、これはもう非常に検査院が昔からやかましてやつておられます。それで疑問が残りますと、さらに照会をするなり、あるいは第三者の意見を求めるなりといふことで、国会へ報告する段階になるのであります。なかなか一人や二人の人間がやつと検査に行きまして、現場を見て、一人の人間の考え方で照会を出したものがそのまま通るといふようなことは、絶対にないものであります。これはいろいろな技官の手も通りますし、また第三者的な方の意見も伺つた上で、検査報告に載せる、こういうことを昔からやつてゐるわけでありませう。最近特に辛くなつたわけでもございませぬし、その点一つ御了承願ひたいと思ふのであります。

○赤木正雄君 以前には会計検査に一

応の、内務省のころであります。内務省の出張所長でもつてやめた人、あるいは出張所にいた人なんかは、会計検査の顧問という資格で、技術上の最高顧問という資格でおられたんです。そして大きな技術に関する問題は、そこで、審議された。今そういう制度になつています。

○説明員(小峰保榮君) 現在の会計検査院は、昭和二十二年に大改正があったのであります。それまでは技官というものは置けなかったものであります。会計検査院には事務官ばかりでございまして、技官は置けない。しかも検査の対象は、これは先ほど来お話がございまして、昔から技術的な内容を持つものや、やはり検査の対象として取り上げざるを得ないようなわけだったのであります。そして技官が置けませんでした。技術顧問というもので、たとえば東大の人とか、土木の名譽教授、こういう大家を技術顧問という事で囑託いたしまして、そして技術的な案件は事務官だけで処理しては危ない、必ず技術的な意見を聞かなければいかぬ、こういうことで、年大体十月過ぎになりましたが、定期的においで願ひまして、そうして一切技術的な案件はお出しして、鑑定を願う。その上で、検査報告に載せるか載せないかをやっていたのであります。昭和二十二年に改正になりました。院内で正式に技官が置けることになりました。それで、現在いろいろな部門の技官が一通りそろつておりますが、これが必ずしも十分ではないのであります。そういう人たちの手で足りないところは、これは大学なり何なりに聞く道も開かれているのであります。現在では技術

顧問というのはたしか置いていないのはなからうかと思ひます。第一回の委員は、二十二年に一部委嘱しておりましたが、たしか期限が切れて、現在では置いていないのではないかと。これはもし何でしたら、調べました上で、御報告申し上げます。

○赤木正雄君 今技官が置いてあるとおつしやいましたが、むろんこれは学識のすぐれた人でありまして、しかし御参考になるものであります。かりに土木の方の技官はどういうふうの経験をお持ちになる方でありましてか。

○説明員(小峰保榮君) 私ども土木の技官数名ありますが、最高の方は建築が専門でございまして、これはむろん土木も相当にやる人でありまして。工学博士の学位を持った局長が一人おります。それ以外にも、土木は相当数、各部門の中では土木が一番そろつていゝるのじゃないかと、こう思ひます。

○赤木正雄君 砂防に経験の方がおありでしょうか。

○説明員(小峰保榮君) 砂防の専門という人は、これは全国的に非常に少ないのであります。会計検査院には現在のところありません。

○赤木正雄君 ひとり砂防のみならず、ほか災害復旧ということもありまして、相当経験を持った方があなたの方に技官としていらっしゃるが、その経歴を知りたいと思ひます。

○説明員(小峰保榮君) 今の会計検査院の技官は、これは大蔵省の管財局から特別調達庁へ参りまして、そして会計検査院に来た人でありまして。それ以外に、何か審議庁におつた人も現在来ております。

○赤木正雄君 小さな問題で、非常に災害復旧の問題が多に多いのであります。建設省なり農林省が一たん認可した設計なら、その設計通りやつていく仕事に、技術上に会計検査院がこれこれおつしやるのは、どうも不思議に思ひます。むしろ会計検査に、農林省あるいは建設省よりすぐれた技術官があるならば、何も建設省、農林省は要らないです。この点が非常に不思議なように思ひますが、どういふお考えなんでしょうか。

○説明員(小峰保榮君) これは技術的な内容を持つケースが非常に多いのであります。これは先ほど申し上げましたように、大体において設計技官がお作りなつた設計図とわれわれは対照するの、第一の仕事になるのであります。設計通りできていれば、これはりつぱな技官が作りなつたもので、よくよく、距離の遠いとかあるいは土量の計算違いといふものがあれば別であります。そうでなければ、設計は一応正しいもの、こういうことを前提といたしまして、私どもとしては大体でき方を検査する、こういう方向に行くのであります。それで、設計と合致部分があるのが相当に多いのであります。さういふものにつきます。では、先ほど申し上げましたように、私どもだけの独断では決して結論を出しません。必ず一回あるいは二回、農林省なり建設省なりに文書でお伺ひして、そしてもちろん農林省なり建設省にはりつぱな技官がたいていおつて、なるわけですから、さういふ人たちの十分の検討と批判を得た上で、私たちが検査報告に取り上げておる、

こういふ態度をとつておるわけであり

ます。

○赤木正雄君 技術はやはり日とともに進歩することは、御承知の通りであります。一つの例を申し上げますと、私が関係していたことであります。砂防工事、これはその当時はおもに、砂防工事といふのは山の方の仕事です。から、山に木を植える砂防工事だ。ところが、昭和三年兵庫県の逆瀬川堰堤流路工事をすると砂防工事としてやつてしまつた。さうすると、会計検査院の方から、けしからぬという審議書が来たのです。私は会計検査院に行つて、それは違う。山地から押し出す土砂も、溪流から出る土砂も、それが本流の武庫川に流入して本川を害するから、これを改めるに何の異議がありませんか。あなたの考えは根本的に違ひと言つたのが昭和三年。なるほどさういふものかといつて、溪流工事の床上げの工事も全部認めるようになったのであります。あなたが優秀な技術だと思ひますが、だいいふポイントがはずれていゝるような気がするのです。ですから、その点をまじめに考へて下さらないと、あなたの方であまりやかましくおつしやると、正しい仕事も、農林省でも建設省でも、会計検査がうるさいからといつて、何もこわがる必要はない。間違った仕事をやるなら、当然あなたの方は徹底的におつしやるのはいいです。特に不正事業は、これは徹底的に検査する必要がある。あまり技術のことをかれこれおつしやつては、つい芽ばえる芽をつんでしまふ。また建設省も農林省もさういふことにございへば、この点と、特に今

後の検査される上に、先ほどの淀川の例を申し、今の逆瀬川の例を申したのです。あなたが今後の御方針をもう一べん改めて承わりたいのであります。

○説明員(小峰保榮君) 技術を主内容にするものに対する検査方針、さういふ御質問であります。これはもちろん技術はどんどん日進月歩するものでございまして。私ども、その技術のことを知つておるわけでもございせんが、何か先ほど例をお引になりまして武庫川の上流、これはたしか座頭谷と思ひますが、りつぱな砂防が現在でもできております。おそくは予算科目の問題だろと思ひます。林野庁の方で、現在で申します林野庁の方で、建設省の方でやるか、予算科目の問題ではなかつたかと思ひますが、もし違ひましたら……。さういふものにつきます。これは結局は、やはり技術とはいながら、事務的な問題になるわけですから、さうでないものにつきます。決して私どもでたらめに、技術的な知識も何もかも判断しようといふことは、考へておけません。必ずこれは、再三申し上げる様に、当局者の意見を十分に伺つた上で、従つて私どもとしては、照会に対する回答は、おつしやりたいことは何でも書いていた。きたいたいのです。これを簡単な言葉で節約されまして、とかく誤解も起きやすい。決して農林省、建設省が会計検査の結果で萎縮するといふことは、私は考へておりませんが、どうぞ一つ、会計検査院は必ず照会をお出しいたしまして、御意見を十二分に伺うようにやつて、いつてもありますから、その

後、検査される上に、先ほどの淀川の例を申し、今の逆瀬川の例を申したのです。あなたが今後の御方針をもう一べん改めて承わりたいのであります。

点を一つ御了承の上で、十分な回答を、思う存分なことを言つていただく、これを特に申し上げておきます。

○田中一君 たとえば溜池の土堰堤をやる場合、設計通りで上つていっている。鋼が入っているかいないかの問題は、掘らなければわからないのです。会計検査院は掘つて調べるのですか。

○説明員(小峰保榮君) これはなかなかやがましい問題になるのであります。破壊検査も今は、これは悪いという見当をつけず、相当思い切つた破壊検査もいたしております。今の鋼を掘るといふことも、ちよいちよいやつております。それからコンクリートの工事にずいぶん多いのが多いのです。上皮だけりっぱなものにして、ちよつと掘ると、中はコンクリートになっておらぬ、こういうものも相当あるのです。こういうのは相当、現場検査に行つて、これを破壊して、万一見込み違ひで、設計通りできていたということになると、相当な問題にもなりますし、責任も感じるわけです。相当な決断というか、ちよつと言ひ過ぎであります。相当な強い判断を要するのであります。溜池なんかで鋼が入つていないでだめだといふものも、破壊検査で相当に見つております。

ぬという見きわめが立ちますときに、やつた例は多少あります。

○赤木正雄君 これはある村の実例であります。一昨年災害を受けた小さな川があるのです。その川の向うにたんぼがありますから、部落の人は稲を刈るため、一日も早く仮橋をかけなかつたら困るというので、その破壊した堤防を、部落の人が自分の手でそれを仮復旧してしまつて、やつと向うに渡れるようになった。ところが、後になつて、それが問題になつても、もうすでにどうしようもないじゃないか。それが災害復旧工事をしておるのはけしからぬという文句が出て、しかされた。私はとんでもないことで、それは村の人としても、できるだけ自分の力を出して、一日も早く、堤防を重ねて破壊しないようにし、橋をかけて向うのたんぼに行かれるようにするのが当り前なんだ。そういうあとの結果を見て、会計検査でかれこれ言われるとすると、会計検査は行き過ぎておる、こう思つておりますが、そういう場合はどういふふうにお考えですか。

○説明員(小峰保榮君) たんぼなんかに入りまして土砂が、幾ら入つたかというふうな判断は、あとで参りますと非常にむづかしいのです。入つたとき九カ月なりたつて参りますと、相当むづかしいのです。これは土捨場の状況とか、泥をどこに捨てたとか、あるいは堤防へ幾ら使つたとか、いろいろな議論をいたしまして、そして間違ひのない最小限度で検査の結果を押える。こういう方法を、最小限度と申します。かりに文句を言いますにつきましても、無理のないところに押える、こ

るいう態度をとつております。

○赤木正雄君 なお、最後にもう一つ承わりたいのであります。先ほど兵庫県の座頭谷の問題は、これは農林省と建設省との所管事項の違いによるものだろうと、こうおっしゃいましたが、会計検査としては、農林省の砂防工事と建設省の砂防工事、どういふところが農林省であるか、はつきりしたお考えをもう一べん伺つておきたい。

○説明員(小峰保榮君) これはなかなか、個々の問題に当りませんと、明確に申し上げられない場合があるかもしれません。大体いわれる溪流砂防と申します。これは従来から建設省、こ

さんあります。私は決して農林省を非難しようというわけではありません。会計検査院の立場からおつしやいますから、それならば、会計検査はどういうお立場を持っておられるか、これをはつきりしておきたい。今おつしやつたように、溪流工事は云々、山腹工事は云々、それだけじゃ、なつていない。たとえば溪流工事はこれは建設省の所管で、同じく山腹工事も、溪流に

関するものはやはり建設省の所管、そして山腹に植栽を目的とするものは農林省の所管、これに關連する溪流は農林省の所管、こ

○説明員(小峰保榮君) 溪流砂防であります。これは主として堰堤になるわけがあります。この堰堤に直接關係のある山腹工事は、これは当然にやはり一緒の工事としてやるのは、これは筋であります。それから山腹砂防を主とした工事といふものは、やはりこれは林野庁の仕事、こう考えるのが筋じゃないかと、こう考えるのであります。

だけやつて山腹工事は全然やつていない、これはどういふふうにお考えになりますか。

○説明員(小峰保榮君) そういう例は、私はちよつと具体例を存じませんが、これはあります。非常に少ないんじやございませんでしようか。

○赤木正雄君 会計検査は一体、どういふところを精査しておられるのか。そういうことを精査なさつたのか、全部知らして下さい。その書類を見せて下さい。私はそういう例は、すぐ神奈川県に行つても、あるいは埼玉県に行つても、山梨県に行つても、幾らでも、今見せろとおつしやれば、見せます、何も山の奥にまで行かなくても。決して農林省と建設省との争ひだと思つていない。会計検査院がずいぶんことをおつしやるから、言うのですけれども、そういう例がないだらうとおつしやるのがおかしいのです。そんな会計検査はどこにある。

○説明員(小峰保榮君) 私実は、一つ一つの現場を見ておりません。それで林野庁関係で砂防工事もたくさんやつてはおりますが、山腹砂防と全然關係のないというふうなことを、実は何うのは今度初めてでありまして、私どもはそれを十分調査をいたしまして……。

○赤木正雄君 それでは、かりに岩手県の県内の、最近数年にやつた林野庁関係の砂防工事、建設省関係の砂防工事の図面を、ごらん下さい。山腹工事は向うはやつていますか。溪流工事はかりやつていないですか。そのほかにも、例を出せば、幾らでも出せますよ。きょうはこんなことを

よくあの当時の事情を冷静に今日考えてみますと、どこはどこであつたかという事になりまして、おそれく私は、率直に申して、建設省の事務当局の考へ方というものが基本になつて、政治的にあつたことになつていったと思ひます。従つて、大蔵省は三・五・二というものを政治的にはのまされたけれども、腹の中で承知したのじゃないという事を、私は振り返つて考えるわけでありまして、従つて、予算編成のときにいろいろやり合ひますけれども、結局は三・五・二というものは、大蔵省は守る何らの法律上の根拠がないので、財政的な根拠もないといふことで、うやむやになつてきた、かように考へております。さういふことではお互ひの迷惑でありますから、今度は大蔵省も三年間でやるといふことに、事務的に下からはつきりときめたいわけでありまして、今度はさういふ毎年同じようなことを繰り返すことはなくなる。

それで、お話のように、五・三・二でやるがいかに、どういふ比率でやるがいいかといふことは、これは実はこの法律の裏打ちとして、きちつと数字はきめておりません。私はさういふことはやはり、三年間でやるといふ前提のワケがきまつた以上は、その率をあまり論議することはむしろ第二段的の問題のように思ひますから、この際さういふ議論は、事務当局のうちで議論はいたしてあります。おりませんけれども、まあ何もきまつたことではありませぬけれども、三・五・二といふたような考へ方というものは、これはやはり従来建設省が事務的に考へてあつた考へ方が出たといふことは、依

然としてやはりさういふところが自然じゃないかといふ意味を——お話のように、第一年度を一番多く持つていくといふことは、被害者の方からいへば、一番希望するところでありまして、これも時期にもよりますけれども、これはフルに仕事をするといふても、第一年度というものはおのずからやはり十分でないといふこともありまして、それから、予算の処置としては、それに半分を持つていくといふことは、実行上なかなか困難ではないか。従つて、初年度にはできるだけ進めて、次年度で思ひ切つてやつて、三年度で最後の完結をするといふようなことが、やはりこれは実態に合つた行き方ではないかと思ひますが、しかし今のところ、別に三・五・二といふような比率については、もうこれがきまつた以上は、大蔵省との間に実は何にも論議をいたしてありませんので、今後実行可能な方法で予算処置が行われることと考へております。

○湯山勇君 それからこの法律が適用される以前の災害が、まだすいぶん残つてゐる。しかも、この法律によつて、「緊要なもの」といふのに該当するものがあると思ひます。それらに対しては、何か対策をお持ちになつていらつしやるかどうか、伺いたないのでございます。

○国務大臣(竹山祐太郎君) これは直接、この法律の対象外のものでもありますが、部分的には、いわゆる連年災害の分については、過去の災害が中へ、勘定へ入つてくるわけでありまして、無関係ではないわけでありまして、ただ、過年度災害の処理は、予算措置として別個に考へなければならぬ問題であります。

○委員(石川一君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
私からも一言伺ひたいのですが、三・五・二という比率は、非常に金料玉条のようになつてゐるのですが、これは財政難のために、建設省の事務当局も最小限の財政支出を規定したもので、だと思ふのでありますが、できることならば、明年度の災害期までには、一応大部分の災害を復旧すべきだといふのが、災害復旧の本旨じゃないかと思ひます。三年で三回に分けてよろしいのだといふことになると、ややともすると、三・五・二のうちの四〇％ないし四五％程度しか仕事をしないで、さうして翌年の災害に使うといふことになりまして、やはり増徴をする憂ひがある。ですから、でき得ることでしたらば、明年のいわゆる次年度の災害期までに八〇％、いわゆる三・五・二の三と五のこの大部分の仕事をしましう。さうして次の台風後において、あと二をやる。それは翌年度でもかまいませんが、さういふふうにしてゆくのでないと、今の三・五・二にとらわれて、ややともすると政情不安になりますから、暫定予算を組まなければならぬ問題であります。

○委員(石川一君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
私からも一言伺ひたいのですが、三・五・二という比率は、非常に金料玉条のようになつてゐるのですが、これは財政難のために、建設省の事務当局も最小限の財政支出を規定したもので、だと思ふのでありますが、できることならば、明年度の災害期までには、一応大部分の災害を復旧すべきだといふのが、災害復旧の本旨じゃないかと思ひます。三年で三回に分けてよろしいのだといふことになると、ややともすると、三・五・二のうちの四〇％ないし四五％程度しか仕事をしないで、さうして翌年の災害に使うといふことになりまして、やはり増徴をする憂ひがある。ですから、でき得ることでしたらば、明年のいわゆる次年度の災害期までに八〇％、いわゆる三・五・二の三と五のこの大部分の仕事をしましう。さうして次の台風後において、あと二をやる。それは翌年度でもかまいませんが、さういふふうにしてゆくのでないと、今の三・五・二にとらわれて、ややともすると政情不安になりますから、暫定予算を組まなければならぬ問題であります。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 私は、委員長のお話のように、前提が、今までの総体のワケがはつきりしなかつたり、それから次年度以降の予算措置がはつきりしなかつたりするものですから、一応非常に仕事に自信が持てなくて御迷惑をかけたと思ひますが、今度この法律の御審議をいたさなければ、三年間のワケといふものがきつちりいたしませんから、さうすれば、お話の通り、必ずしも三・五・二といふやつを厳密に遵守をしなくても、そのワケの中において実行の方法といふものがおのずから緩急ができて参らうと思ひます。従つて、落ちついた仕事もできますし、いわゆる今日しばしば永井委員から御指摘いたしたくじら仕事に非常な不明確に、問題になるというやうなことがなくなつて、かりに仕越し工事が起つても、そのことは政府の明確な責任のもとに行われるといふふうになりまして、それから、資金的措置等も何か大蔵省の恩恵的措置みだにならぬやうになりまして、さういふいろいろな面において明確にならうかと思ひますから、それらに對処するいろいろな処置については、もちろん今日も考へてはありますが、今後いろいろな問題が起るうと思ひます。

○委員(石川一君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
私からも一言伺ひたいのですが、三・五・二という比率は、非常に金料玉条のようになつてゐるのですが、これは財政難のために、建設省の事務当局も最小限の財政支出を規定したもので、だと思ふのでありますが、できることならば、明年度の災害期までには、一応大部分の災害を復旧すべきだといふのが、災害復旧の本旨じゃないかと思ひます。三年で三回に分けてよろしいのだといふことになると、ややともすると、三・五・二のうちの四〇％ないし四五％程度しか仕事をしないで、さうして翌年の災害に使うといふことになりまして、やはり増徴をする憂ひがある。ですから、でき得ることでしたらば、明年のいわゆる次年度の災害期までに八〇％、いわゆる三・五・二の三と五のこの大部分の仕事をしましう。さうして次の台風後において、あと二をやる。それは翌年度でもかまいませんが、さういふふうにしてゆくのでないと、今の三・五・二にとらわれて、ややともすると政情不安になりますから、暫定予算を組まなければならぬ問題であります。

○委員(石川一君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
私からも一言伺ひたいのですが、三・五・二という比率は、非常に金料玉条のようになつてゐるのですが、これは財政難のために、建設省の事務当局も最小限の財政支出を規定したもので、だと思ふのでありますが、できることならば、明年度の災害期までには、一応大部分の災害を復旧すべきだといふのが、災害復旧の本旨じゃないかと思ひます。三年で三回に分けてよろしいのだといふことになると、ややともすると、三・五・二のうちの四〇％ないし四五％程度しか仕事をしないで、さうして翌年の災害に使うといふことになりまして、やはり増徴をする憂ひがある。ですから、でき得ることでしたらば、明年のいわゆる次年度の災害期までに八〇％、いわゆる三・五・二の三と五のこの大部分の仕事をしましう。さうして次の台風後において、あと二をやる。それは翌年度でもかまいませんが、さういふふうにしてゆくのでないと、今の三・五・二にとらわれて、ややともすると政情不安になりますから、暫定予算を組まなければならぬ問題であります。

○永井純一郎君 ちよつと、先ほど湯山君から質問した点、もう少し詳しく聞きたいのですが、施行が三十年一月一日以降発生した災害に關し適用する。「こゝらなつておるわけですね。さうすると、この表で当年災が三十八年、前年災が二十九年、前々年災が十八年、さういふふうになつて計算するのだから、計算する場合、三十年、三十二年、三十四年、さういふ段階が最初のケースは考えられないのか、どうなんですか、これは。

○政府委員(米田正文君) これは例を今年の災害にとりまして、今年の年度一ぱいたちますと、今年一ぱいたちますと、今年度の総額の災害額がきまるわけでございますが、それと昨年度二十九年度、それからもう一つ前の二十八年度、三カ年分を合せて計算するといふ建前であります。

○永井純一郎君 さうすると、「一月一日以降発生した災害に關し適用する。」と書いてあるのだけれども、三十年災が今年の場合当年災になつて、一月以降発生したといふのは、この三十年災が一月以降発生した災害ですね。さうすると、計算は、この前の四年の二で、計算は二十八年度、二十九年度について計算をする、さういふわけですね。さうして計算の基礎だけであつて、三十年に起つた災害を實際に高率のものをやつて、これを三カ年間でやるといふことで、その計算の基礎だけれども、さういふわけですね。

○政府委員(米田正文君) その通りでございませう。この二十九年度及び二十八年度のものは、計算をいたして、それで資格を判定するために使う、こういう趣旨でございませう。

○永井純一郎君 それでは、先ほど来いろいろと質問が他の諸君からもありましたが、この前私が、大臣からも先ほどおっしゃいましたが、仕越しの対策を具体的に大蔵省とお打ち合せ願つて、具体的な対策を、二十八年度について、御返事をいただくようにということをお願いしておいたわけですが、これ一つ、この際河川局長からお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(米田正文君) この前の話もございませう。各県からも要望もいろいろございまして、仕越し工事、特に二十八年度の仕越し工事についての措置は、部内でもいろいろと研究をいたしました。建前といたしましては、今年度の災害復旧費が約二百八十億ございませうが、その二割五分程度に相当する七十億程度のものが仕越し工事の国庫負担分に相当するのであります。で、予算的な考え方といたしまして、全体から二割五分相当の仕越し分を支払つていくという建前になるのであります。ただ、それはまあ全国一律のお話をしておるのであります。現実の問題になりますと、各都道府県、市町村等において、それぞれでこぼこがございませう。ある所は仕越し工事を全然やっておらない、ある所では相当にやっておりますというふうなことで、そこにてこぼこがございませう。その点については、予算の全体としての考え方としては、一応予算上の残事業費に充てたいと思ひます。

けれども、ある程度は予算の中においても考慮をしようという点、それからそれだけではなお十分の点等については、大蔵省とも融資の問題等について話をいたしておきたいと思ひます。大蔵省としては、まだ今日その融資額等を金額を決定するという段階ではない、もう少し先の話であるというふうなことで、その具体的な取りきめはまだできておらない実情でございませう。

○永井純一郎君 融資がまだ具体的に大蔵省との間で決定はしておらないという御答弁ですが、これは現実仕越しをしておる府県は、これも御承知の通り、来る予算、来る予算を、暫定予算なんかほとんどそうなんです。仕越しの分に払つてしまつていくわけなんです。そこで、融資額について具体的に早くきめなければ、實際上の今非常に大切な復旧工事の時期ですから、非常に地元は困ると私は思ふ。これはもちろん大蔵省との御相談だから、建設省の思ひまゝには事は運ばないという点はわかりますけれども、一つこれはさらに御考慮願つて、できるだけ早く一つきめるようにしていただきたい、こういうふうに私思ひます。それはまあそれで要望しておきますが、御考慮を賜りたい。

それから私おかれて来たんで、あるいは大蔵大臣が来たときに聞くべきでしたが、従来の災害復旧予算というものは、御承知の通り、必ず大蔵省が査定額を非常に縮めてしまつたので、私はこの改正法律案は非常にけつこうなんですけれども、これが出たために、予算総額が実際においてはふえない場合には、災害復旧が全体的には放置さ

れる個所が非常にふえるというふうな結果が出てくる心配があるわけなんです。この法律によつて、三十九年度はすでに予算がきまつてしまつていゝんですが、三十九年度の一月一日以降の発生した災害については適用するわけですから、今後大きな災害が出た場合、これは予備費でまかなえないようなことになるんじゃないか。この法律案ができた場合に、そうすると、どこかにしわが寄つてしまつていゝようなことが、今年すでに考えられるし、また三十九年度予算編成からは、その他に、大臣御承知の通り、多数の予算の増額の伴う、平年度化するためにふえる科目がたゞさんあるわけなんです。そのために、災害復旧費の総額が減られるというふうなことになる。これは、これはいかぬわけなんです。これは三十一年度以降の問題だから、それはぜひふやすうに考慮してもらわなくちゃいかぬという点と、今の本年度非常に大きな災害が起つた場合に、このために、よそに予備費でまかなえないから、しわが寄る、あるいは補正予算を組むというふうなことになると思ふのですが、そういう点の考慮はどういうふうにお考えになるのですか。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 前段の資金措置については、おっしゃられる通り、私もなお、大へんおそくなつて申しわけありませんから、一段と努力をいたして、御期待に沿うようにいたしたいと思ひます。

それから今後の災害の問題について、は、当然本年度分は予算に計上してあるわけではありますから、予備費でまかなうことが前提になるわけでありませうから、これが足りない場合においての

処置は、相手が災害でありますから、何ほになるかわかりません。従つて、予算補正の必要が起ることも、これは考えられるわけではございませうが、そのために、ほかの影響をしようというふうなことは、私としては考えておりませう。なお、明年度以降の予算編成についての御注意は、よく私も承をいたします。実を言つて、今まで災害が、ワクがあるがごとくにしてないといふことが、毎年の災害予算に非難を受けるものでありますから、それで今度の御審議をいたしまして、要するにこれでおくべき以上は、建設省も事務的に当然要求すべきものは明確になるわけでありませうから、それ以上はそのときの政府の政治的な配慮でやるべきことではあります。事務的に明確にワクがはつきりしていくということが、予算の編成のときの大事なことでございまして、今度の改正をお願いをいたしておるようなわけでありませうから、これによつて予算が圧縮をされるというふうなことは、全然予想もいたしておりませうし、また御注意の点は、当然政府としては、今後も建設省としては御趣旨のようになつて努力をいたすことは当然だと考えて、注意をいたすつもりであります。

○田中一君 この法律の附則の3で、北海道における特例があるのですが、北海道にも適用されるのですか。

○政府委員(米田正文君) もちろん北海道にも適用いたしますのであります。

○田中一君 そうすると、この附則の五分の四というところはどうかになりますか、この関係は。

○政府委員(米田正文君) これも、現行法で現在でも北海道は八割、最低八割でございませうから、この法律を適用して、八割以上になりますものが適用になるわけではございませう。そういうふうな運用して参りたいと思ひます。

○田中一君 開発局関係と道庁関係のものとの区別は、どうなるのですか。

○政府委員(米田正文君) 具体的に申しますと、開発局関係は国庫が全額補助いたすことになっております。全額国庫負担でございませう。道庁の方は、今のおっしゃられるように、八割補助が最低限、こういうことであります。

○田中一君 同じ地域で、国と地方負担の接点があるに違ひない。道庁の所管の分と国の分と接点がある。同じ条件でやられた場合に、道庁の負担の分、この分が五分の四の場合もある、それから直轄の場合には五分の五といふことになる、非常に不公平だと思ふのです。そういうところは、地方財政が非常に困つておるのですから、そういう場合に、いわゆる同じ条件で、同じ地域でもって負担額が違ふために、工事そのものが完成がくはぐになるというふうなことも考えられるのです。そういうことは、どういふ配慮をしようとしておりますか。

○国務大臣(竹山祐太郎君) ごもつともであります。それは内地における直轄と府県工事との関係と同じようにわれわれは考えておりますから、境にはいろいろなことがありませうけれども、内地同様にお考えいただければ、現在もその程度でやっておるわけではありますから、よりよくなるということとはありませう、悪くなるということとはこの改正ではないつもりであります。

○政府委員(米田正文君) これも、現行法で現在でも北海道は八割、最低八割でございませうから、この法律を適用して、八割以上になりますものが適用になるわけではございませう。そういうふうな運用して参りたいと思ひます。

○田中一君 今資料でお示しの政令案要綱、この政令案要綱を見ますと、大體本法にあるものをそのまま抜いたよなものじゃないでしょうか。ここに特異性があるのですか。ただここに全部「その他公益上放置し難い重要な箇所」と書いてあるが、こんなことは当然なことですか。どういふ工合にこの政令案要綱としてお出しになるという理由があるのですか。

○政府委員(米田正文君) これはまあ、今具体的にこれをもう少し掘り下げなければいけませんけれども、今研究中であります。他の項目にも「その他公益上放置し難い重要な箇所」というのがございます。これが問題点でございます。実はここに書いてあります。口の中に「堤防の欠損又は破壊箇所」あるいは「著しく埋せられた河道のしゅんせつ箇所」というような具体的な項目が、これが今日各地で問題になっておる主要なものであります。しかし、これだけであって、あとはそうでもないということでは、非常に困るといふ地方の事も非常に高いのであります。だから、はつきり書ける項目はまあいいとして、こういうふうにはつきり書けないたくさんのものでございます。そのうちのものは「公益上放置し難い」というので採択をしていくという方針をとりたいと思っております。これはもつと具体的にいたしたいと思っております。

○田中一君 そうすると、一応この精神でやるのであって、「その他公益上放置し難い重要な箇所」というのは、もう少し具体的に政令で示すというわけですか。

○政府委員(米田正文君) 政令にはなかなか書き切れぬと思ひます。こまかくなつて、数が多くなるから……。それで、これは取扱ひ要綱等一つ規定をいたしたいと思つております。

○田中一君 各国会議員の運動の余地を残そうという配慮ですか。(笑)

○国務大臣(竹山祐太郎君) 決してさうなつもりはありません。役所の公正な基準をあぐまで作つて参りたいと考えております。

○田中一君 三カ年連年災害ということは、直接現われた現象と、間接あるいはその個所以外に現われた現象といふものがあると思ふのです。たとえば、高潮によつて土砂が港灣に持つてこられた場合、それから上流におけるところの大きな災害によつて、土砂がある地点に埋没するやうな場合もあるのです。ここには「著しく」と書いてありますけれども、著しいといふことは、一ぺんにくるものじゃないのです。土砂の集積といふものは、年々歳々の水の力によつて埋没されるものなのです。従つて、連年災害ということになりますと、三年でなるものが、三年前のものと含まれたものになつてくる。しかしながら、それは直接災害を受けた箇所でない場合があるのです。こういう場合、これを逐次除去していかば問題はないけれども、そういう点を間接、あるいは何といふか、地区以外の場合、こういうものが埋まつてしまつてからそれを除去する、災害と認定するといふことは、不親切じゃないかと思ふのです。従つて、そういう場合にはどういふ処置をとりますか。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 御趣旨の点、よくわかります。一応法律の意図するところは、災害復旧ということであ

ありますから、起つた災害の範囲を連年考へていくということでありまして、御趣旨のやうなことはよくわかります。それで、それは災害関連とか、あるいはまた赤木さんの言われる砂防関係、いわゆる治山治水の範囲でやることも起つて参ります。別途にやはり予算処置を考へるなり、今の予算の範囲内で処理をできることならやつていくといふやうなことで考へるべきものだと思ひます。で、なお手がつかないものにつきましては新たに考へますが、一応はこの災害は、要するに、起つた災害のワケを一つ前提に考へておるといふことであります。

○田中一君 三年間に著しく埋没した河道なら河道といふことになりまして、やはり三年間で著しくなつた。そうすると、前年度、前々年度も埋没しつづつあるのです。著しくいかもわからぬけれども……。これはやはり災害に違ひないのです。三年間に平均して三分の一ずつ、年々河床が上つてくるというやうな場合も考へられるのです。これはやはり災害と認定していいのです。ここでは、今いったやうに、要綱では「著しく埋せられた河道」という定義をもつておられますから、三分の一は災害なんです。二年目に三分の一きて、また二年目も災害なんです。災害という定義を示しているのですから……。その場合に、奥地に雨が降つて土砂が流れてきた、あるいは高潮でもつてきたわきの方の土砂が港灣に入り込んできたといふやうな場合の措置は、それは災害と認めておるわけですが、その場合どういふ工合に扱つかという事です。これはむしろ、この法律を適用してくれなければ困るのです。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 確かに著しく埋せられた」といふ事実はさうなのですが、それは災害によつて起つたものとして、災害のワケで取り上げて、連年災害といふことでいくわけですが、それから五年、十年の間にだんだん埋つたやつは、確かにお話のやうに、原因は川のせいでしうけれども、いわゆる災害に入らない場合は、それは別途の対策を講ずべきであつて、それを災害事業に入れ得るかどうかという事は、やはり個々のケースで、全部さういふふにこの中に取込んでくるという事は困難じゃないかと私は考へます。

○田中一君 有田川との間の決壊のやうに、河道が全部埋まつてしまつた。これは災害と認めるのですか。結局さうすると、たとえば利根川の中流部の支流の合流点で、その川から流れ込んだ土砂で埋まつてしまつた、これは災害ですか、災害でないですか。

○政府委員(米田正文君) それは災害ではございません。たとえば木曾川の下流の方の鉄橋の付近に非常に州ができて、土砂がたまつておられますが、これを今浚渫工事をやつておられますが、それは治水工事として浚渫工事をやつておられます。それから利根川の場合についても、現在浚渫船を十はいも入れて浚渫をいたしておられます。これはお話のやうに、長年にわたつて河道に流れ出てきた土砂の除去でありまして、そういうものは治山治水事業としてやる。それからここにあります「埋せられた河道のしゅんせつ」といふのは、昨年の、お話のやうに、有田川の問題、あるいは白川の下流のやうな問題といふものは、これでやう。災害といふものは著しく異常な天然の現象によつて起きたもの、そういう規定をいたして、一般の治山治水事業との区別を考へております。

○田中一君 三年というて、三年で直さうという場合に、二年間で著しくなつた場合には、どうなのですか。全然なかつたものが、二年間でなつた場合、災害と認めないといふのですか。著しい限度、著しいといふ前提と、著しくない場合、二年目にはまた上の方に災害があつて、著しくなつた。それは災害ですが、災害でないですか。

○政府委員(米田正文君) 災害の考へ方といたしましては、異常な天然現象があつて、その天然現象のために一時的に受けた災害であります。自然堆積してきたものはその範疇に入れぬ建前であります。

○田中一君 私は自然に堆積したものを言うておるのではないのです。支流の上流の災害によつて、本流の合流点に堆積した。異常な災害によつて押し流されてきた場合、それは初年度は著しくないが、また翌年それがあつて著しくなつたという場合は、災害ですか、災害でないですか。あなたの言うやうに、天然現象によつて起きたものです。

○政府委員(米田正文君) 災害のカテゴリーとしては、一時的災害をいうので、災害の累積を災害としてはとつておりません。従ひまして、おっしゃられるやうに、著しくないものについては、これは二次工事あるいはその他の、先ほどもお話がありました、治山治水工事、あるいは災害関連事業といふやうに、いろいろな項目がございまして、さういふものでとつていく建前になつております。

○田中一君 建設委員会会議録第二十二号 昭和三十年七月十九日

【参議院】

一九

○赤木正雄君 それに関連して……。公共土木施設災害復旧事業費とありますから、施設がないと災害復旧の対象にはならないのですか。それから「普しく埋めつくした河道」、河道と申しましても、自然河道があつて、何ら公共の施設でないもの、それが埋めつくしたときに、この施設の埋塞になるんでしようか。

○政府委員(米田正文君) 砂防の災害というものは非常にむずかしい問題でございますまして、河道埋塞も、上流のような例は、二十八年の有田川の上流等が適例でございますが、ああいふふうには異常な埋塞を起しまして、そのために民生の安定上、あるいは経済上、非常に損害を来たしておるといふものを、こゝでいう災害にとらふという趣旨でございますまして、下流についても、やはりそういう趣旨でこれはとていきたいと考えております。

○赤木正雄君 工作物の復旧ですから、その観点から、私は今河川の場合を言つておるのです。自然河道で何ら工作物がない、それが埋塞しまして、どこに工作物の被害があるか、こゝなるんで、それで公共土木施設災害というものは、この施設と関連しないような気がするんです。

○政府委員(米田正文君) これは、この法律の名称は公共土木施設となつておりますので、今の御意見が出るのは当然でございますが、この法律の中に、河道の浸透というのを実はうたつてございます。この公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の中には、河道の浸透をすることができるよううたつてございますので、それを適用

していつておるような次第でございます。

○赤木正雄君 連年災害に対する国庫の補助というものは、昔の災害復旧の規定にあつたのです。それをまた今度採用しよう、大体そういう形になります。連年災害というものは非常に弊害が伴つたのです。それであの災害復旧の規定を改正してしまつた。その連年災害によつて起つた弊害、たとえていふと、同じような災害をこゝむつたとするならば、やはり補助率が多いからして、あるいはこれだけの橋を人力でこわしてしまふ。そして一定額の災害復旧に計上する。これが連年災害の今まで起つた非常な弊害なんです。今度もやはり、この法案の結果は、そういう非常な弊害に導くようなおそれがあります。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これはやういふ問題でありますから、御趣旨のよきなことは万ないやうに注意をいたさなければならぬと思ひますが、一面においては、やはり負担が非常に苦しくなつてきておりますから、苦しい所には政府としても特に考へていこうという事でありますから、御心配のやうな点については、過去の間違いを繰り返さぬやうに注意をいたしたいと思ひます。

○赤木正雄君 こういう規定を出しになる根本の趣旨というものは、あの二十八年度の災害のやうに、議員立法の非常な高率の補助をした、国庫もそれにずいぶん莫大な負担をこゝむつたというやうなことがやはり原因して、こういう法案を出しになるのであります。あるいは今大臣のおっしゃつた通りに、地方の財政上の窮乏を加味

してこの法案を出したのであります。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは、国会の御意思を政府がこれこれたやうという考へは持つておりません。持つておりませんが、過去のいろいろな経験が終戦後累積をされて、その結果は、いろいろ今検討をされる段階になつておりますので、政府としてはできる限り自分の力でやり得る最高限度まで、この災害に対しては筋を立てて、しかもお話をやうに、弊害の伴わないやうに、あらかじめできるだけの処置を講じていくことが、そのつめには必要であらうという事は、一面には考へておりますけれども、決して国会の御意思にどうこうということ考へておつたわけではございません。

○田中一君 衆議院の付帯決議のあるのは、これは当然なんです。そこで、昨年の二十八年度災害の特例でもつて、たしか五万円以上、十万円以上という事になつたと思ひますが、そこで衆議院でも、一カ所の工事が県単分がたしか十五万円以上でした、市町村分が十万円以上でした。これはやはり昨年の特例であらうことをしてあるのですから、これは昨年も私は質問したときに、政府は、十五万円以下、十万円以下の工事というものの実態がどのくらいであるかといふことを何つても、その資料がないという御答弁だったので、従つて、そういうものはどのくらいであるかといふことを、調査しましたか。

○政府委員(米田正文君) その後、資料も整えたものもございます。

○田中一君 資料があるなら、早く出して下さい。そんなもの、あなた持つていないで、どんどん出して下さい。

○政府委員(米田正文君) 資料はこの次にお届けいたします。

○田中一君 そういうことを言つていふと、これはきやうでもつて質疑を終えようという努力を委員会としてはおるにもかかわらず、そういう大事な資料があるにもかかわらず、それを持つてこない、会期末になつてもやむを得ません。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 決してそういう気持ではございません。御要求に応じて全部出しておるつもりであります。決して故意に資料の提出をおくらししたつもりはございませんから、どうぞ……。

○田中一君 その資料の内容というものは、たとえば補助金のある分と、それから市町村並並びに県単のもの、一災害についてどのくらいの比率になつておりますか。

○政府委員(米田正文君) 今のお尋ねは、今資料を調べておりますので、ちよつとお待ちを願ひます。

○田中一君 建設大臣に伺ひますが、國が、たとえば一昨々年の京都の風水害のやうな場合に、風がひどかつた場合、これはゴマをこぼしたやうな、あらゆる十五万円以下の災害が多いのです。これをずっとまとめていきますと、これは大へんなものになるのです。昨年も一昨年のやうな、西日本の水害のやうな大規模のものは割合少いのです。そういう小規模の地方単のものが多いのです。にかかわらず、あつて議員立法でございますけれども、十万円、五万円と切り下げました。もし今回のやうな、こうして親切な地方財

政に対する思いやりのある改正をするならば、その限度を引き下げるこの方が、よほど地方財政に対する赤字克服の原因になるわけなんです。従つて、もし衆議院のこの意向をわれわれ同感いたします。この一、二、三の三分を同感いたしますが、参議院がその意味の修正をした場合には、建設大臣は非常に喜ぶべきものと思ふのです。それによつて予算上の、財源上の問題と申しますと、これは建設大臣並びに鳩山首相が言つておる通り、そうした災害があるならば、予算を補正するという決意を持つておる。かつまた今は八十億の予備費でありますけれども、補正すれば幾らでもふえるわけであります。従つて、参議院が衆議院の意向をくんで、これを西日本水害の特例に準拠して、あの精神を生かして、そしてこの際十万円、五万円と、災害規模というものを拡大するということに対しては、建設大臣御希望だと思ひますが、あらためて念のために伺ひます。

○國務大臣(竹山祐太郎君) これは率直に申し上げると、必ずしも同じではない。小さい災害について何らかの措置をしなければならぬといふことについては、田中委員の、また衆議院の趣旨も、われわれはよく事情を了承いたすものであります。今回の負担法の改正の線とこの線とは、必ずしも全部が同じとは考へておりませんので、これは主として、今日までの経過は、御承知の通り、地方財政でまかなつて参りました範疇の問題でありまして、国庫負担法の考へ方とは若干その範疇を異にいたしておりますし、またわれわれの承知いたすところでは、府県当局等は、これはなるべく地方の自由によら

してくれという希望も実はありますので、今回の改正に当りまして、そういうところまで立ち入らぬ方が地方の実情に適合するであろうということでありまして、せつかくの何でありまして、御趣旨はよく了解はいたしますが、負担法をこういふ趣旨において改正をするという考え方は、今のところ持っておりません。

○田中一君 それはおかしい。何も負担法の精神を没却する意味じゃないのです。県単においては十五万円以上、市町村単においては十万円以上となっておるけれども、十万円以上、五万円以上と切り下げるのです。拡大するのですから、これは地方財政に対するプラスです。同時に、また実際に、先ほど小峰会計検査院の局長が指摘したように、いわゆる自分の負担というものをごまかして、国の補助金だけをもって工事をやっつけてしまおうということがなくなるわけなのです。完全に災害復旧ができるという、ほんとうの意味の精神になるわけなのです。そうして財政上の問題は、これはわれわれ今考慮する必要はないのです。建設大臣も考慮する必要はないのです。こんなことは災害があつて、なるほど今八十億の災害予備費しかありませんけれども、今日まで出たものを考えても、これはとうてい八十億では足りるとは考えておりません。従つて、今後補正されることは必至です。そうなれば、何も建設大臣の責任でもなければ、あなた自身が自分の所管の工事が会計検査院にも批難されることもなくして、地方負担も減つて地方財政が確立されるような機運を作り、なおかつ災害の原形復旧ばかりでなくて、改良も含めた完全

な災害復旧ができるとなれば、これはもう得たりかしこしとして、建設大臣は希望しなければならぬ問題だと思ふのです。

それで、ことにその事例はあるのです。昨年の立法でしたか、一昨年の立法でしたか、二十八年度災の特例はそうやっておるのです。従つて、衆議院の希望付帯決議というものを織り込んで、尊重して、われわれの参議院の同僚議員の意思もそこに織り込んで、そうしてその負担分の範囲を広げることに対しては、建設大臣が自分の職責を全うする意味において、これは希望されるものだと思いますが、今のあなたの御答弁ですと、ちよつと私には納得できないような表現の仕方をしておるのですか、もう一ぺん……。財政的にはあなたは何の関係もございませぬ、八十億では足りないのですから、従つて、もう一ぺん、御希望の程度を、希望しないというならはつきり希望しないとおっしゃつていいのです。地方公共団体が困つていいというなら、そうおっしゃつて下さい。どうぞ御答弁願います。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 御意見はよく理解をいたします。私はそのお気に反つて反対だと申すのではありませんが、これは負担法の範囲とは別個に、地方財政の問題でありますから、そこで負担法でこれを変えてゆくということよりも、衆議院の趣旨も、地方財政の現状で適当に、いわゆる記帳等において十分考えろということだと理解をいたしておりますので、そういう線で御趣旨に沿うように努力をすることに、何ら異議はありませんけれども、この範囲を今法律等であえてゆくといいことにつきましては、いろいろな意見

もありますので、今直ちに、せつかくの御意見でありますけれども、私は法律でこれを改正をして参るということには、直ちに御同感だと申しかねる、かように思つておるわけでありまして。

○田中一君 ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(石川榮一君) 速記をとめて。

○委員(石川榮一君) 速記を始めて。

○田中一君 参考にしなければならぬものですから、二十一年度から昨年度における都道府県別、市町村別の公共土木施設災害復旧の事業のやつたものの明細と、それからその部分の標準税収入ですね、これができてゐるはずなんです。従つて、この対比したものを明細にお示し願ひたいのです。それから先ほど申し上げたところのこの負担法のワケ外の小災害というものを、明細に一つお出し願ひたいと思ひます。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 提出いたします。

○赤木正雄君 議事進行について。衆議院でこの法案が今本会議に上つてゐるようですから、大臣は向うへいらつしやる必要があらうと思ふのです。きようこの審議をしてしまふのは無理ですから、田中さんの資料もあることですから、あさつてこれをやればいいと私は思ひます。

「賛成」と呼ぶ者あり

○委員長(石川榮一君) じゃ、建設大臣、御苦勞さんでした。

「速記中止」

○委員長(石川榮一君) 速記をつけ

本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十三分散会

七月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、北海道防衛住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

北海道防衛住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

北海道防衛住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

北海道防衛住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部

を次のように改正する。

第八条第一項中「並びに」及び「に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、公庫法第二十條第一項に規定する木造の住宅又は防火構造の住宅(以下本条において「木造の住宅又は防火構造の住宅」という。)の床面積を増加するため、の建設に係る場合においては、簡易耐火構造の住宅又は耐火構造の住宅であることを要しない。

第八条第二項の表中

は土地若	は土地若
金額の入	金額の入
年五分五厘	五十年以内

多層家屋等内の防衛住宅の建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金

設及び	住宅の建設費又は土地若	住宅の建設費又は土地若
権の取	割五分に相当する金額	割五分に相当する金額
造の住	年五分五厘	五十年以内
又の住	年五分五厘	五十年以内
金	年五分五厘	五十年以内

第八条第四項中「住宅」を「防衛住宅」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十年七月二十三日印刷

昭和三十年七月二十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局